清俗紀聞 第五

書帙
卷之九 賓客
卷之十 羇旅
卷之十一 喪禮

五四 六冊
ヲ 7
3522
5

清俗紀聞巻之九

賓客

○請客の時ハ前方より當日麁酒ニ進じ度段案内の帖を先使を以て申入置く可為有返事あれバ相伴の向々へも同じく帖を以て申遣し其當日廳堂ならびに諸處表門まで掃除し酒宴の用意をなす

○請帖ハ紅唐紙をもちひ楷書にてしるし尤貴人へハ白唐紙を用ゆ封ハ封に入候時ハ通套と云ふ封袋を用ひずつゝミも小廝（小者を）を使として持せ遣ハす事なり

○相伴の向々へ申入るゝも請帖にかくる事なし帖の文面に幾日ハ某人を請じ來るを陪伴頼むなどゝ申遣す或ハ上客あるときハ位貴き人を相伴に招けば上客に對して失禮なきやうなるを

○客方よりも前以使者あるひハ自身来りて謝する事なし若案内の當日

門 ア
號 3522
巻 5

昭41年12月20日
原安三郎氏寄贈

41- 9279

謹卜某日敬具杯茗奉迎
高軒側聆
鴻誨伏惟
恵然早臨曷勝榮感之至
右啓
大徳望某號某姓老大人　臺下
眷晩生某姓名頓首拜

急速に行かれぬ故障あるときハ謝帖を書て使を以て謝し招請の後ハ自身来り謝し假令延引するとても使を以て謝を申さぬ事なし

○賓當日持来る土産物なし貴人へハ前もつて見ゆるとても贄等持来すれ事なし進物ハ両三品を家に備えて又招かざる事もあり其席の事によりて品々不同あり例へバ壽延にハ壽麪壽桃など湯餅會滿月等の筵にハ猪肉鶏蛋小児への祝ひものハ花帽子胸當等臨時の請酒にハ魚肉猪肉あるひハ時新の菓子等なり

○廳堂かざりはけ先正面に蜂猴圖（蜂猴ハ封侯と同音にて賓の昇進するをいはひて此圖を用ゆ）或ハ祝意の文字又ハ花鳥の掛物をかけ上の額をうち掛のくだ左右に祝意の文又ハ貴人有徳の人の書たる聯を掛け前に高卓を居へ卓幃を掛卓の上に宣徳などの香爐に香を焚錫の燭臺一對に紅燭を立花瓶一對に時候の草花色々を挿て いけおきの中の下の客の前ハ香爐燭臺を

封筒正面式

某姓名老大人帳下

恭謝
前席盛饌
某姓某名拜

用ひも唯掛物の前ふ唐金焼物等の大きなる花瓶ふ花多分に生おくなり卓幃ハ紅緞子羅紗等ふて造り金糸ふて麒麟雨竜蝙蝠等を縫箔し布裏を用ゆ

書函畧式

數日不面
足下屋梁顔色無刻不在念也
足下倘亦念及鄙生乎請移
玉趾早降話叙衷曲即刻竚聽
履聲不二
某字某姓老長翁　台電
某姓某名具
某月某日發

同答覆

別來數日真若九秋之隔忽辱
寵召恨不能支飛
左右適緣冗羈姑容片刻卽當趨
命此
覆

某々老長兄台展

某姓某名
卽刻

○廳堂の四面上框に紅縐綿にて水引を張り一間二間をたるみに結綵しこれは
舗毛の上へ残らず紅氈を敷く冬向寒冷の節は廳堂を閉ひず暖閣とて
たれ板窗にて四方をかこみ風の漏らぬやうにしたる座敷に毛氈を
舗く是暖閣なれば廳堂舗毛の上にだんつうを敷其上へ毛氈を敷結
綵は紅縐綿にて牡丹花の形を結び下に正面卓子其前に椅子を並上に
座褥二つ三つ宛添へ人數に應じ正面に上客の座席を設け両側に
相伴人の數に應じ椅子を並同じく座褥をしく廳の内画蓋（天井に画あるを云）
にも諸所に紅燈紗燈羊角燈耀糸燈などをかけ軒先にもおなじく燈
籠をかけおく椅子のむかふぎは廳の方位にあはず座褥は緞子天鵞絨
等にてこしらへ綿を入れ椅子の寸法にかなへて造る夏向は佳紋席香
牛肉にて作る紅燈は紅縐綿にて張たる燈籠紗燈は紗にて張る
花人物等を縫ふ羊角燈は羊角を煉りて硝子のごとくして張る耀
糸燈は硝子の玉を糸にてつなぎ色々とりまぜて燈籠をこしらへるなり
右のかりそめ四種の燈籠ともに形は四角六かく丸等なりしかれど

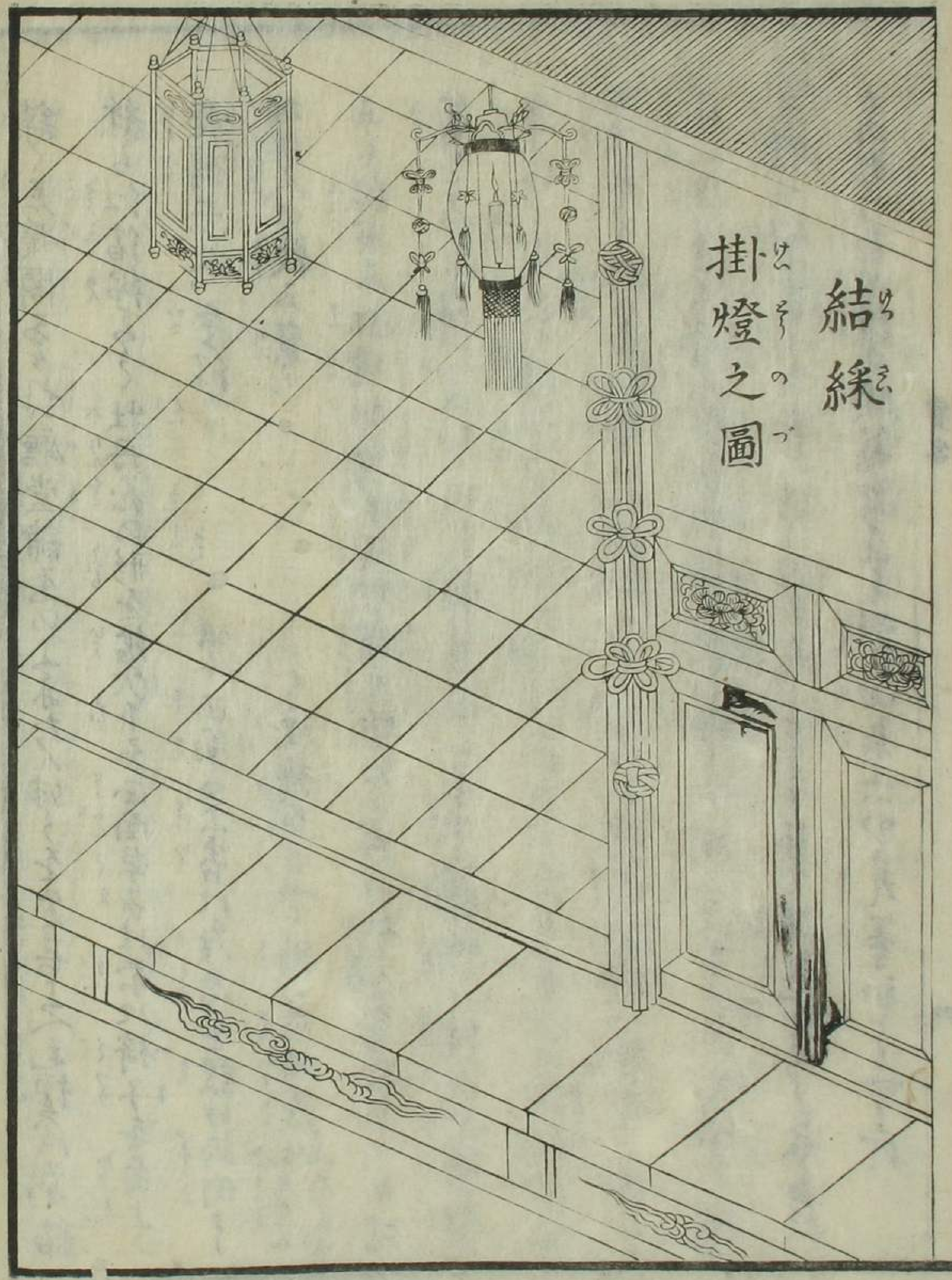

○座席ハ正面を上座とし右ハ次座とし左ハ三座とす正面ニ居べき賓なき時ハ右ハ上座とし左を次座とす○上面とて真向ニあらず末座のかたより屏風あるひハ大なる挿屏を立前ニ卓子を置大花瓶ニ花を生あるひハ種々の造り花をならべ置○廳堂の側書房小閣等ニハ正面ニ文字をあるひハ画の掛物をかけ卓子に文具ハ書画の巻物書籍珠玉の細工物等をかざり置○婦女一同招請の節ハ内廳ニ席を設け傍付の者ハ外廳ニ同し○勝手向ニ饗應の為ニ所ニ度し料理の用意をなす主人新ニ献立を出す事なし料理に一定の献立ありて六碗八碗十碗十二碗なり饗應六碗菜ハ何れも點心を出しなく饗卓ハ八菜にて一々へ盛つけてあるを以へ第一菜のつまりつけおくべしとへバ料理される者ハ毎ニ數ニ添へて出す料理の品數ハ次第に飲食の部ニ詳なり

賓客坐位
卓子排設

○高位貴人招請の節ハ卓子一卓ニ上客一人別の卓子ニ相伴人一人或ハ二人亭主ハ下座ニ侍す中以下ハ卓子一卓に向ひ客一人あるひハ二人手前の方に相伴人一人あるひハ二人同卓ニ坐す貴人なれバ卓子に羅紗等にて敷もの或ハ尺刀ハ細工あれ其外ハ料理皆排列を中通りとなれバ敷物或用ひバ卓子ニハ牙筯酒鍾磁碟調羹を傍におき箸ハ一ぜんヅヽ紙ニはさみ楊枝一本づヽ添へる包紙ハ四角ニ折上に福壽等の文字を彫りて文字ハ下ニ向ハ紅唐紙を用ゆ酒猪口一ツ匕皿一組づヽ客の数ニ應じ卓子ニかざる同卓幾人と極まりて卓子二卓三卓五卓並ぶこともあり

○官民ともに皆卓子にて食事をなし高位貴人を招請するとても食器ハ何にても焼物菜碗茶碗皿等あり食法ハ先右手ニ箸をとり立ニ下してどんぶりを取肉の煮物肉類を喫し終りて箸を收め匕をとり汁

をすゝひ吸ふ汁を吸て後又肉を喰ふ事なし初めに汁を吸ふ事無礼なり
又段々菜数出る時に一碗出づれば以前の菜は引くを其内に客の喫すれば
事なく好き菜は其まゝ引ずに残し置事もありたとひ残し置とも あと
菜の出るに上るとも以前の菜を喫せざるは失禮なるゆゑ丸煮焼物等何方
よりも箸を下し何方より喰初むなどいふ定めなし菓子は其外品々出る時上
客より相伴人へ挨拶する事もなし出物揃ひて相伴より上客へ向ひ請々
と挨拶は其時上客も請々とばかりと喫する又相伴同卓なれば煮物出るとも我
箸を以て宜しき所を撰み上げ上客へ請々といふ上客箸を下して是を喫する
各向客誂の節は廚下より持来の同物なれば多くぬたるを各に器物に蓋を覆ひ持
出て卓上に並蓋を並べて持入る
○宜しき刻限になれば好時候請過來と使を以てや遣し客来る時に主人

衣服をあらため先帽子を着し其常の服より新しく花麗なるをもちゆべし
賓主ともに礼服にて外に出る色等も論ずる事なし官人とても朝見大祀
の外朝服を着る事なし民間においては貴人高位に見ゆるも常
服の外礼服なし客貴人なれば門外近迎ひに出中通りには廳堂まで出る
客来りて雙方一揖 揖ハ両手を組膝をかゞめ膝えまでさげる 主人今日屈駕不勝感激と挨拶す 拱とは手を組て手をくびまでかゞめる
客より今日相擾不必多煩など挨拶に及び主人手を拱して
且請廳上坐といふ先にたち案内して客を跡に立てならび廳上に登る主人ハ下
座に居て請上首座といふ客不敢と再三禮譲して椅子のかたはらにあつて
相伴の者出来れば客椅子をたちて手を拱して恕罪といへば相伴人も拱手
して挨拶す雙方禮譲おはりて天色和暖好熱阿涼快冷得緊好天
下雨久違尊翁好麽尊體没有遠和麽長久不得拝候恕罪々々

などいひて挨拶おはりて 挨拶も煩雑と鄙俗なる事を忌て肝要なる事のみをいふ 互に請坐といひて客先椅
子に坐す相伴人も側の椅子に坐して客貴人なれば相伴人敢て坐せず
立て侍る中通りは並べ何れも坐し主人は下座の椅子に坐す既に定まりて主人上茶
といへば客不労賜茶と挨拶す僕茶を盆にのせて一つづゝもち
出る 茶ハ葉茶を茶碗に入湯をさして蓋をなし持出す茶托なし濃茶薄茶の式もなし 主人座を立て茶を
請取客の前に持行ば客立て両手にてうけとり左の手に茶碗を持右の
手にて蓋を取椅子の脇にある机の上に置衆客人も遠くより茶を自分に持ちて皆揖ひ
主人拱手して請用茶といへば上客より相伴人まで各辞儀をして茶を喫
す主人も喫して客茶碗を手に持ちながら請収茶碗といへば僕盆を捧げて出来る
各次第にてのせたる茶碗を盤にのせくるに音をせぬやうに静にする事なり僕
茶碗を引とれば客に背をむけて跡しざりもして引入る是は上客を歓待

すなはち其の禮なり　僕ハ堂の下に居て客の来るを取次ぎ又葉茶も出し酒も出して客を饗する時ハ常に酒家にいきて　次に

竜眼湯扁豆湯等の茶を茶碗に入れて合子に乗せ銀或は錫焼物の

茶托の上に添へて出せば主人近くに勧め客喫し了りて僕出て是を引く此れ

客方の僕烟管煙包　又煙袋　等を持来り又火縄を取り我主人のそばに持ちゆきて差

主方は僕是を持出でて客人へ遣し手爐に火を生じ客の向へ持ち行きて差

客人多葉粉をすひ　唐国にては多葉粉といふものなし烟盤の設あり其制ちいさき

すまふ時都て自身に持来らず　痰罐を　互に讃語になるに主人頻に見合せて請進書房

少叙と挨拶すれば客立て書房に入暫く讃語せるに内主人僕につひ付卓子を

出させむ卓子を廳堂に出せば主人客にむかひ請上席といふて客多謝といひて坐

の席に付く客人を先にてに卓子に付るとなれば僕錫の酒瓶を持出て主人

是をとりて上客よりしたがふ卓子の上に猪口を起し酒を盛りて客なほ多謝

とりて猪口を手にとりて盃を戴き卓子の上に置衆賓へも酒を盛りて主人を

相伴するに我猪口を手にとりて主人最初猪口を取上げ上客にむかひ請干とて

挨拶して飲干す猪口を傾け客に見せるに客其猪口を持ち取りて飲何程も

飲みほして主人上菜といふ時僕菜を持出て主人より卓子の真中へ置き請

菜と挨拶すれば客もまた禮を為す菜を出す毎に客もまた禮をなす其間

むかふよりまた主人客にむかひ不敢といふこれ度々にかへせぬゆゑにするなり也

主人見合せて外の盃をとりよせ　此盃ハ銀あるひハ錫あるひハ焼物の盃或ハ犀角盃等を用ゆ此盃を爵盃といふ　主人客に

むかひ要奉敬一盃といふて盃に酒を満たし是を捧げて両手に持ち客に進む客

双手にて受とりていわく敬領といふて飲干し其盃に又酒を満たし是を

又客主人にむかひ回敬といふて返盃す主人両手にとりて戴き飲干しその

主人相伴人も此盃を以て段々に上客より盃を勧め終りて主人又相伴人へ

も盃ハ先ヅ奥なる客に盃をかへしめて盃を勧むるに亭主ハ酒を満々と盛りて遣
も返盃の時もえんりよなく盛りて返ス盃なからしめて手前へ向へ奉敬とぞ云く
遣す是禮とは手前より領盃をなす事なし向ふより奉敬とへハ領盃と云
なり是献くなるも此方より敬意を尽すといふにハあらず向ふへ至る事を専一とス
肴ハ自身好む所に任せよりて喫ス盃をかさねびおほく肴喫する事もあれし
且殊さらにとて外に出さず卓上に菜数を肴とス酒も酣になれバ鼓楽人
を出し鼓楽唱曲 鼓楽ハ多くハ迎仙客といふ楽を奏す曲児ハ酔花陰酔扶帰なとひろく名同然し詳に知る事あたはず
豁拳酒令 酒令ハちつされかゝさに酒あて衆客一枚に取なく猜三を催して酒を
進む 猜三ハ卓上にある所の瓜子あるひハ黒豆等の数をとりて帰時にかくれ其数をあて一人酒を飲ます
の様なと彼手の中にかくして幾個といへバ対手もなかなく酒の様を出して一ッ二ッあるひハ
五ッ六ッとあてゝ其對手の指のうちに物なしとたる人が負るもた酒を出さずして没有といふ事もあり
ひあてゝ酒のむ人の勝とし負たる人ハ酒を飲しむのひあてられいく度も僕のむなり其数彼方
にもみ二ッ三ッとなりて一人にいふと菜数ありにもなりてある客よりも酒も至る之誠に
甚ふも一つゝかきるなり

酒令

同

酒瓶

筯包

筯子包式

爵盃

酒醉肉飽不必再費心と挨拶する主人豈敢無甚可口菜蔬怠慢得緊請
寛懐暢飲といふ菜数尽て又碗出て点心又醒酒湯を出し菜はつぶしまき菜
を出して酒は定式の菜数出しおはれば客請收席と挨拶する主人究
早酒をすゝめれどもおもふ須臾飯をいだすべしと挨拶すれば客多くは酒をやめ
て飯を一向喫する事あらざれば辞退するなれども其うちにも格別酒量の
浅き者すくなく飯を喫するもあれど飯おはれば卓子を收む振舞には酒を専らと
すれば少人数より飯をもおもに膳のごとき事なし
○卓子を收めて後銅のひハ其余の面盆に湯を盛て臺に寄せ僕持出
て廳堂の側に並客人へ請解手といふ客みな手水をつかひ元の椅子に坐した
手を入洗ひ振りて湯をかける事なし人あれバ僕を湯をとりかへ　手水ハ客ごとに自分面を洗ふ
まりたるにふたひむする所ずして酒をふく歎ずる事なし　田千の砂糖菓子菓物蜜漬楮玉子等也
かくれ茶は一通り出し田千を出して　品は法に盛り卓上にかくべし出る　其の後に

十錦盃といふ大盃を主人持出　十錦盃ハ三ツ入子五ツ入子七ツ入子などあり焼物ハ名目ゆゑ五ツ入子なれバ五色に焼
二ツばかり色を入なるを十錦といふ　酒を盛りて客にすゝむ客須臾して是ハ相伴人領盃等ありて
田千れうちの菓子類肴類を喫し程合を見はからひて客より多蒙盛設
實不敢當好收盃と挨拶する主人豈敢再請なるべく再三すゝめん席
を收む田千なれども又菓を出し茶を飲ければて客立むとする主人引とゞめて
今日相擾蒙賜佳肴多謝々々要告辞といふて暇乞して立主人豈敢
今日特蒙光臨多慢々々といふべく互に一揖し客自拱して相伴の向く
つくも多蒙款待と逸て挨拶をのべ相伴人も拱手なく豈敢々々といふべく
送りて出る客請留歩と留るも相伴人ハ廳堂口まで送る客主人に向ひて
不勞遠送と挨拶をのべ主人再容少送といひて門外まで送り出る客馬駕
篭にのりてのべ主人拱手して請坐轎請騎馬などゝ挨拶客も手を拱し

事不敢請固より所願と主人又強て請バ客得罪とふふく甚ふ成而更く馬駕篭に乗るを待く主人ハ門内へ引返すに客人ハ外に行ふ事なし
○座並ハ上客第一位ふ坐し年長の人第二席ふ坐し年少き人ハ其次ふ坐す若親類一座ふ在バ母方の親類ハ先次とし父方の親類を下座とす
もし父叔舅先生抔と一座ふ在バ子侄婿弟子等ハ椅子ふ坐せず挨拶を受て後ふ坐す又高位貴人官位ある長を勿論無官なりとも我よりも排行の尊長なる人ふ年長の賓へハ主人敢て坐せず賓を席へ廳の正面ふ設けたる座ふ侍らせ賓より座を命じて側ふ坐す相当の賓へハ対坐して見ゆ尊長の賓二人以上の席ハ正面真向へ一席右の方へ二席左の方へ三席を順く次ふ設け侍座の席ハ右の方へ一座左の方へ二座又右の方へ三座左の方へ四座と順くにめふく賓主差向ひの時ハ右を賓位左を主位と定む但いかなる上賓たりとも同坐隅坐或陽坐等の事也
○昼客ゆゑく賓方限を客解へ時ハ甚晩相伴人或ハ親友なとを寄てまつ客を首尾よく立かへ恭喜と祝しつぎよも廳堂に請じ留く酒宴を備け飲酬ほさつと或洗厨とて（厨ハ臺所なり料理の間成あるひ残物をさかる也洗厨とハ名付るなり）残物にて酒宴を催ほしもすれども残物ハ用ひず別膳に用意して重く若夜客なれバ洗厨ハ翌日催ほし相伴人の内に洗厨に残りたるもあるまた帰るもあり
○客席に鼓楽或ハ做戯をもて歓待す尤も席中にて踊ふ事なし廳堂の外庭へ戯臺を搆へ踊らしむ踊るを賢人の集りたるふ而又ハ国運の場所なとに古文の内より択ミ出し鼓楽等の鳴物をもつれバ席中にて相催し（戯臺の圖ハ祭礼の部ふ悉く見ゆ）
○客来夜分なれバ表門ハ燈籠一対かけて灯し

○客貴人なれば主人其翌日来りて礼にゆく 昨蒙光駕蓬壁生耀特来拜謝といふ。客なる主宿なれば堂に請じ見て 昨兼厚待盛設多謝々々 など挨拶して茶を出し緩く談話して門まで送る。若主宿せざれば礼にのみきたるよし取次の者へいひおきてかへる。客方も翌日か又一あうれ内礼にゆく。双方ともに礼にゆくときは紅唐紙の名帖を持ゆく。親友等の請酒の礼まへ名帖にはおよばず。貴人へはかならず名帖を用ゆ

○婦女は親族の外まづ往来なし。たとへ親族たりとも男女同席する事まれ。婦女もかならず内廳内房にて酒宴をなす。

○年禮其外諸祝言或は見舞等にきたる客には主人主宿なれば廳へ請じ見て茶を出し親しき友人なれば有合の菓物二三種も出して談話す。帰るときは廳堂口までおくる。賓客と對座にて見ゆ

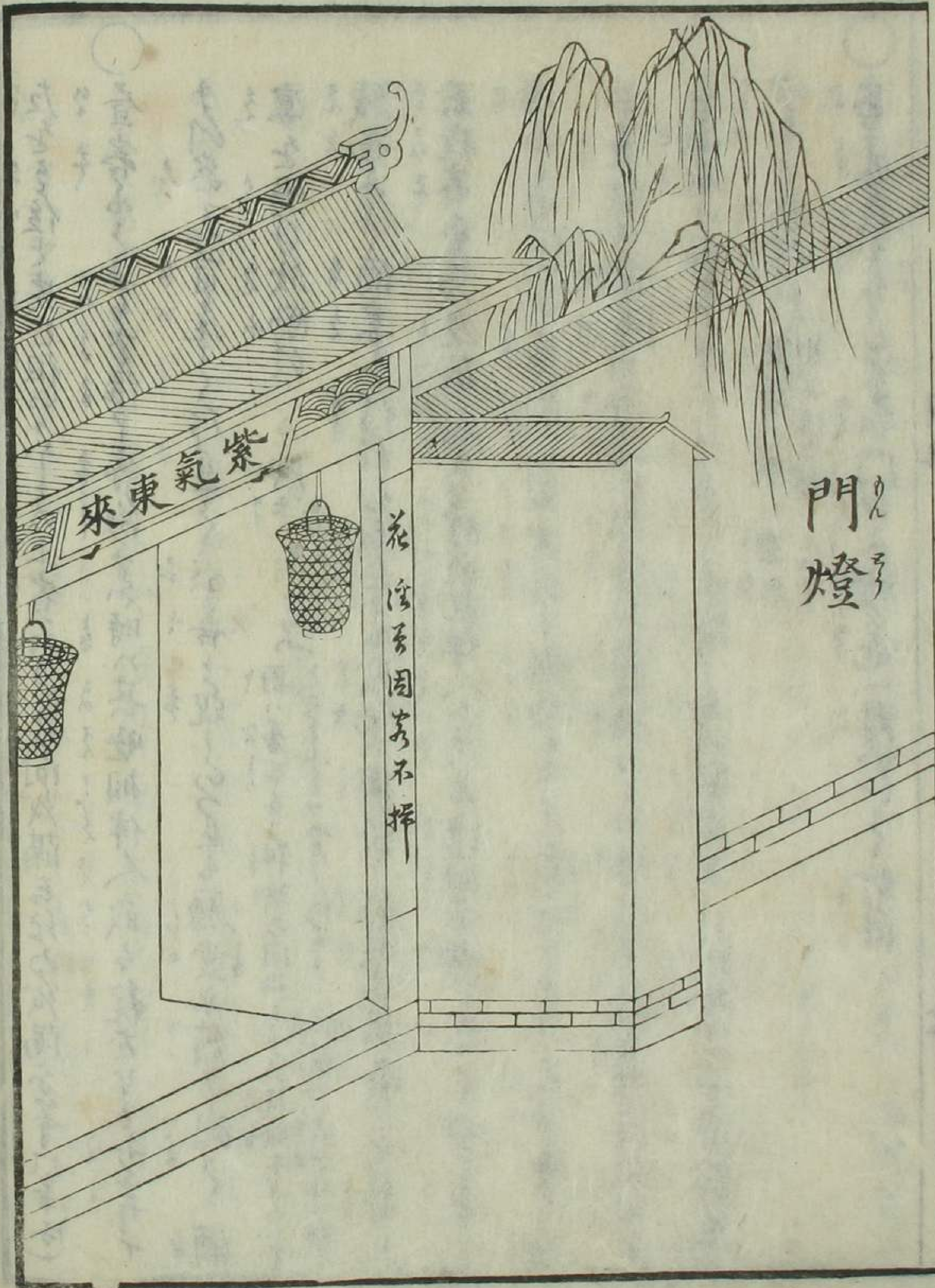

○弔喪の客には親友にあらざれば見る事なし若親友ならば茗室に請し見る帰る時に於く事なし弔客来れば主人へ對し一揖して畢し不淑と挨拶す主人答礼して畢し特蒙屈駕多謝といふ互に礼義存りて椅子に請し雑談に於よぶ ○弔喪に支配頭役等ハ別して親懇にあらざれバ来らず弔喪の客は着服も常にかはる事なし帽子の赤纓を除くまでなり ○法會の節ハ親族ならびに別懇の朋友まで招請す饗應ハ素菜なり其外礼譲應對の言葉等は常の酒宴に等かはる事なし鼓楽拳等ハおよそ停る事を憚る

○平人貴人に見ゆるには披露を頼み名帖を差出おく見ゆる礼貴人名帖を取りて見て何某がかゝりつる時小的便是と答ふ服をも披露する事なし拜揖ハ貴人の品位によりて一拜両揖三拜両揖三拜叩首四拜不等

高位貴人臨光の節ハ門外に出迎へ揖して入れて手を拱し請々といふ客答礼して主人先に立大門の真中を通る案内は客其時跡より通る行儀門の中扉を開き中道より案内し廳堂に至る主人廳の外に立客に入請々といふ其時客並に廳に通る正面の椅子へ坐せしむ主人廳に進みて下座より揖して見る客椅子に坐しおはりて手を拱しく答礼を跟従ハ儀門外まで附添来り留りて儀門内へ入らば主方の挂官人儀門外より出て跟従の人々を請し外房へ坐せしむ儀門ハ平人制造する事を得ず官府衙門の外紳衿等の家にかぎりて造る民間にハたとへ富家豪民もつくる大門二門ばかりにて儀門ハ禁制なり大門の扉ハ常に開き二門ハ扉を開く事なし両角門より出入も客来の節ハ二の門の扉を開きて迎へ客を通し民間に高位貴人来臨ある事稀なり若九十歳以上の老

老人あるハ又ハ功徳あり或ハ孝子順孫等にて格別の訳ありて朝廷よ
り旌賞にあづかりし家にハ官人も来臨あるなり一度官人来臨あれ
バ其家に儀門を造る事免許あり是ハ官人を通す為なれバ常にハ
閉て官人の来臨ある時に開くなり ○高位貴人にあらずとも先生又ハ
老人等来るときハ主人門外へ出むかふ事あり其外朋友親戚等来るに
ハ廳堂ハまで迎ふもあり又ハ直に廳へ通し座に出て見ゆるもあり親しき
かるハ親戚ハ廳堂へいらず直に内房内室へ来るもあり主人在宿せざ
れバ婦女見へ應對し親戚の外婦女見ゆる事なし
○客来るときハ馬駕篭等にて来る節ハ大門前にて下乗し小厮一人
附添廳堂に至る小厮ハ堂にハ上らず主人堂に登りてなるときハ次側
にかしこまり居る又ハ直に退き耳房小部屋あるひハ厨下に至り休息す民間にてハ

供數人連る事なし小者一人あるひハ二人までありて不時の訪問等に來る時ハ
門番人に告ぐるハ小者ゟ進し某相公在麼と問しむ（某ハ姓を謂ふ）主人在宿なれば
門番相公在家請進とふて直に主人へ達し其門番より小者を内
に入しめ問しむ其主人在宿せぬときハ彼方の僕出きたり東人不在家と
云て賓僕にむかひ某特來問候と（某ハ自身の姓名を云ふ）云置くるに其又借ヲ連ハ一人
氣をもちかへるときハ自身右のごとく門内へいりて主人ある時ハ某翁在麼 某兄
在麼と姓を呼で案内を乞ば内より叱付主人或ハ奴僕出來て對面はす主人不在
家なれバ奴僕も居合せざるときハ女房出て内房ハ布簾の内より主
人不在家是那位とふて親友なれバ何某とおとなひ云置べき用事あれば
云おき見舞なれバ其儘立かへる直に帰るに婦女に對面せず親友なれバ
直に内房へ通りて主人へも見えて玄関下座敷等の割衣ならびに番人或

○次第なし門番人も民間にては大戸形りで取次事なし
官府向きは馬駕籠大門前にて下乗は大官たりとも諸衛門に大門
内まで乗込む事を得ず馬駕籠大門前にて下乗し其時駕籠附ぬ等の式なし
然かるに涼傘旗執事等の道具ハ喝道（先立徒士等のことをなす）
飾りつける供廻りハ門前にて
左右に分れ立ならんで主人ハ門内に進み入るときハ親隨近習とへきもの
四五人附添入る（此時主人出迎役かゝる事なし）廳堂へ登る時親隨ハ主人の
左右に侍立し饗應等は節々主人より命じて退かしむ時に堂を退
きて耳房に入休息をも足る民間ハ官人来臨の式あり官府へき
たり官人同士對面の節ハ親隨堂に登る事を得ず儀門まで附そひ
出迎ハ直に退く供廻りハ門外に控へゐる供廻りハ主人門内に入を待て諸道具
を架子に揷ハ（諸官府門前に道具並を立る臺あり是を架子と云）皂隷房（足軽部屋と云ふべき所）に入て休息ハ

は賓主談話數刻にもおよぶ又は飲食等あり帰る延引すれば供役
至するにもあり又は主方より酒飯を出すもあり或は下部輩は近所
の茶麪店等にて酒飯を喫するもあり供帰るとても親随は帰らず足
非は主方よりも酒飯等出し酒宴に招請したるときは座に耳房に伴ひ饗應す
門番人は賓客來るを見て内に入り何官來到と告知す（何ハ官名）親随輿に從ふ
ついて主人に達する也大門は諸官府ともに宅の内は門戸を守らせる儀門并
ニ所でする儀門は高官なくては建てぬ事なれば是儀門より通る程の官來賓
なれば門番門戸を守り座に客の耳房へ躱避するなり官人の通るとき門番
同通る人出る事を許さず大門出入人も内へ告知せず座に耳房へ躱避す門番
に大門皂隷儀門皂隷とて（皂隷とは足軽の者なり）番人別ありて勿論民間にては奴僕
の類なる番人にて座にては大門儀門と別る事もなく一人にて兼る也

衙門内の儀式禮讓等の事は詳に知らず見及び聞及びたる所を挙るなり

○病氣の時上賓訪來る時は子孫伯叔兄弟此内出迎ひ廳へ請じ應對し座に
病床に至る客は其旨賓より挨拶あれば主方不敢と言ひて留る事兼て挨拶
なく後て見へ行くとあれば此時は禮讓して病床に請じ見へしむ此時病床の側へ
椅子を備け病人は床の上に坐し衣服外套を着し帽子を戴き賓入來
れば坐の儘手を拱き恕罪とて失禮を詫び賓は病人を訪ひ椅子に坐して
暫く談話し子孫伯叔兄弟等側に侍て答話す賓辭して帰る時病人より
對し保重といふて出る時主人手を拱き言禮して得罪不能送といへば賓豈敢
請便といふて別る病体重く起座不自由なる時は臥ながら侍りて外套を覆ひ
子孫等賓に向ひ恕罪といふ賓床の傍にて病を訪て談話に及ばず直に
出る子孫等廳堂に請じ應對せる勿論至親の交にあらざれば敢て病床に不至

○初て人を訪ふにハ紅唐紙の名帖を持門に至り貴人高位の家ならバ門子とて表門の番人あり是に名帖を投し某特來拜望と達し給ふべし賴入まバ門子名帖を受取主人に達ば主人逢んと思へハ廳へ請すべしと云門子出て請進上座といふて案内して廳にゐる時主人出迎ひ見ゆるも有又廳へ請じ坐せしめて見ゆるもあり主人出來まれバ客一揖して久仰高名特來拜識といふ主人豈敢有失迎迓といふて答礼して互に叙話し主人請坐といふて椅子をすゝむ客不敢と礼譲して坐ば主人も座して談話ば至て貴人の方に行見ゆる時ハ客静に坐せば主人迎に出る事なし主人廳に出椅子に坐して待客來て見ゆるとき椅子を設ず答礼す客見へて侍立し請坐といふ主人座して僕に椅子をとらせ客にすゝめし免坐々々といふ客再三礼譲して側に座し敢て對座せば主人君ならバ客ハ堂に招くも上司の

府へ下司は官室等の時の儀なり其外も尊卑異なれども多くは主人
出迎ふなり ○廳へ上るには東西の階等は式當時なし
赴宴私行等の節は武官たりとも常劔せず武官の外諸官人都て常
劔する事なし尤民間にては常劔禁制なり

附録

○臺盤は類ならびに雜煮又は高盛で五三なども又は數の事 飯の湯
等出す事都てなし
○引盃又盃洗重ね盃を伏せおくひは洗ふ事ならびに手長の制銚子は
柄銚紙にて包み又は加へ等は事給仕の作法等の式都てなし
○料理の肉引物などへは類の事なし ○夜客に童子兼灯は數か
らびに燭臺出す事なし夜分は燈籠を提来なり

○年禮の客に喰摘臺などは出す事なし ならびに祝言の肴並常服にか
はる事なし　屏風は法なるひに画文字等は用ひ方に別なし 時
随ひ用ゆ ○床違棚袋棚ならびに諸飾物等は製なし 傍付に真行
草等は別なくならびに三具足喚鐘拂子又は飾傍る書画軸物文具類等
の品傍る法定式なし 能く見え處ず恰好よく傍るを主とす三具足五具足又は
常に傍る事なく別して儀式なし 掛物も二幅對三幅對一幅物 文字
画等に差別なし 先角請客の節は祝意は掛物を廳堂へ用ひ書房小
閣等には秀雅の文字画等隱逸意にて用ひ論じ難し 掛花瓶も
多く書房等は柱に掛る事 廳の柱にも用ゆる事ありて一定にあらず 廳の
ちららには多く聯を掛る 茶玉盆袋等の飾る事なし
○瓶花の式先前は枝數本數等は生方ならびに見ゆる等は儀都て當時

細ふ者なし唯時候ハ草木の花を色〻多分ふ挿し置までなり

清俗紀聞巻之九

清俗紀聞巻之十

覊旅行李

○江南浙江等の諸省ハ旱路ハ二十里も三十里を（三百六十歩を里とし一歩ハ八寸の小尺ニて六尺四寸なり小尺ハ吊此方の曲尺と同し但一里ハ此方の六町弱ふあたる）曠濶僻静の所ハとにかく二三里究向ハ至て村落あり村落ごとに鋪逓あり是ハ一省の内ハ用向ハ通達する継場ふて舗司とて頭分の役一人舗書とて書役一両人又其村の百姓五人或ハ十人宛走役を取足を舗司兵といふ（一ニ舗兵共云）又京師みハ堤塘といへる役所あり一省ごとに設け置也都て十八ヶ所ありて京師の御用向等ハ其本省へ通達するなり兼みて其本省武官挙人を遣し勤番せしむ京師より本省までの路程遠き所ハ十四五人近き所ハ十人計も相詰る也勿論文書等通達の事あれバ勤番の挙人兼て驛站を経て其本省ふ至るなり驛站ハ八十里あるひハ百里に車馬の継場あり是ハ凡欽件（天子より出る事之）憲

件（上司より出す文也）公文官次第なく諸省へ通達しまた欽差小差に至る迄通行の為に設
けある人馬継分撥する所なり所謂継場の里数遠き所ハ腰站とて間に継
場あり専ら馬匹の疲労なき為に本駅をば設けざる所にて村落の内場所宜き所
の民家を用ゆるなり惣じて勘合とて此方の御證文の如き物あり大差ハ兵部より
差官有て右勘合を持行小差等ハ其官員自身に持行なり出立以前に起馬牌を
発せられて到着する所の駅站此牌の数に合せ人馬を用意し其の持来る勘合と引
合て散差に至りてハ起馬牌なく自身帯る所の勘合を以て駅站に至り待して
人馬を出さしむる所の駅の大小に従ひて馬匹の定額あり或ハ百匹あるひハ百廿匹と
定む此頭分れ役一人是を駅逓といふ次に書役弐人あるひハ三人あり是を駅書
といふ馬医一人あり獣医といふ又馬夫あり牌言ハ一疋の養ふ所の馬六疋に一
馬夫八人ありて一人の費ふ所八匹なり此八匹の中に官座とて主人の所へ
き馬一匹次に緊差馬とて急用早打に用ゆる馬二匹包頭とて駄荷を附る馬一
匹又小差馬二匹あり大官にあらざる少人其駄荷も自分の家下より散差にし
右馬夫八人の外に四人ありて養ふ方の助を勤む是定数の外にも人馬入用の時ハ
其所の百姓に申付て是を出さしむを民馬といふ所の民商の人馬車船ハ皆相対に
雇ふ事なく此駅站の其所に所にあらば民商ハ宿毎に牙行と云ふの数軒ありて
旅人足なく雇ひ出して民間にハ先脚駄賃帳なとてふ事なし諸民私用の旅行
も牙行より牙行までなくも多くハ終日雇なく泊まで雇ひ切あり右賃銭も
騾馬終日雇ひ切三分又驢馬ハ一里一文の積りなり但車ハ騾二匹合の積りなく一日
六分又あり人足も終日百文荷物擔すれバ二百文あり荷の重さ九八貫目と定む尺人も重
き荷物も騾馬を雇ふ騾馬の負ふ所ハ荷物重さ四十貫目と定む轎子ハ一日六百文
あり但轎子に大小あり民商用ゆる所の如きハ皆小轎あり又騾轎とて轎子に下

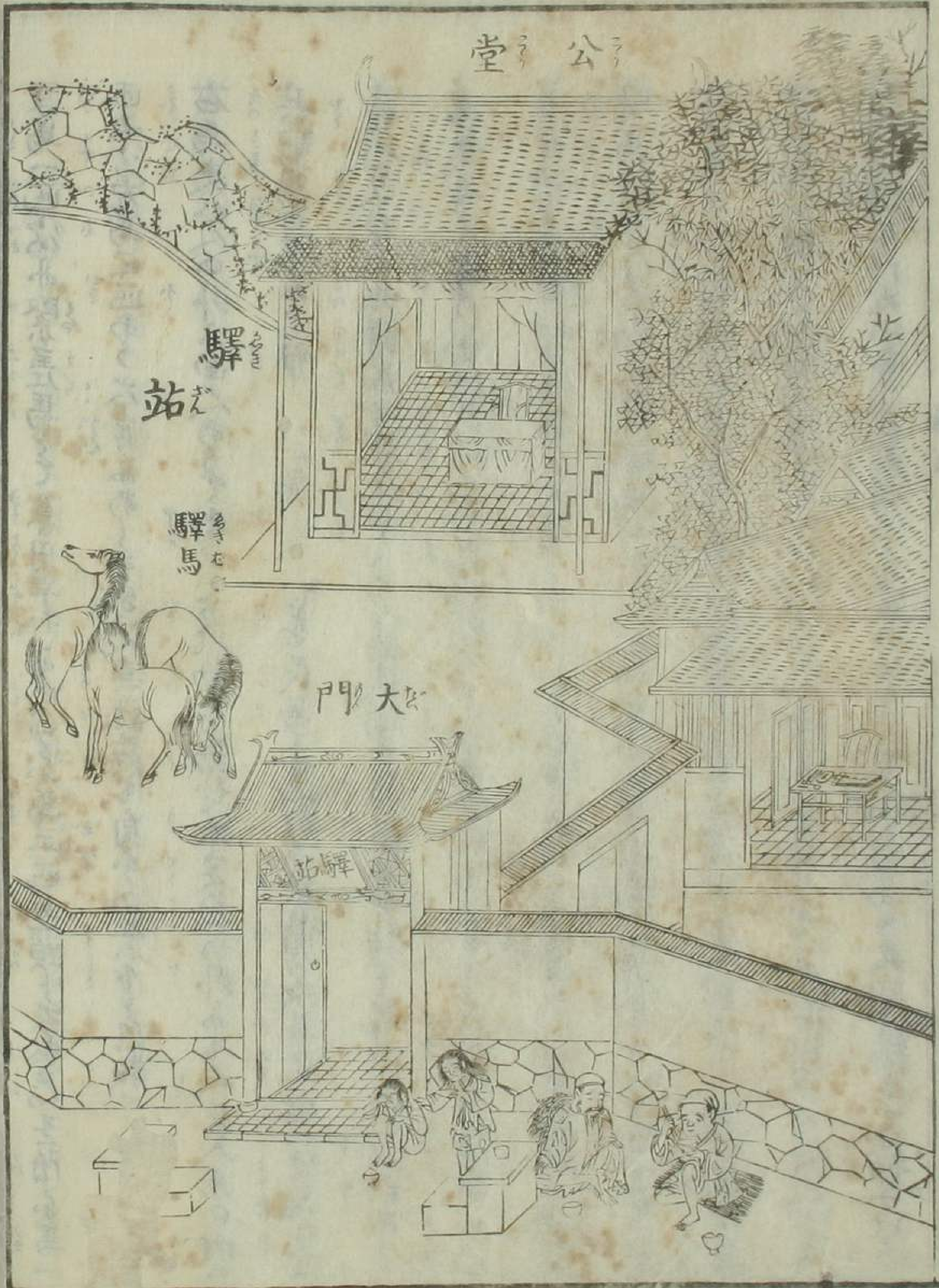
公堂
驛站
驛馬
大門
驛站

車轎

に荷物を附騾馬二匹をもて是を負しむ人も其上に乗なり荷の重さ八十貫目
と定む一日の料八百文なりとぞ

〇驛站に在所の道具なり狭板とて板二枚をもて公文を挟む板なり鈴襷とて鈴の
附たる襷なり是も差官舗司兵等に持しむ此鈴の音を聞て次の継場にて
用意する為なり綏鎗とて総の付たる鎗油絹とて油引たる絹なり此方の桐油の類
箬帽とて竹笠なりびみ簑衣等の雨具其外時計常燈紅問棒とて赤く
塗たる棒二本圓暦とて帳面なり旅中毎日の時刻を記し帰りて時点を
掛消を轅絹包紙とて絹の風呂舗なり公文等を包むなり又馬具或は
剪とて馬の草料を切器具を煮釜烟草入茶桶等なり補遁にて狭板鈴襷
箬帽簑衣其外常燈等なり

騾轎

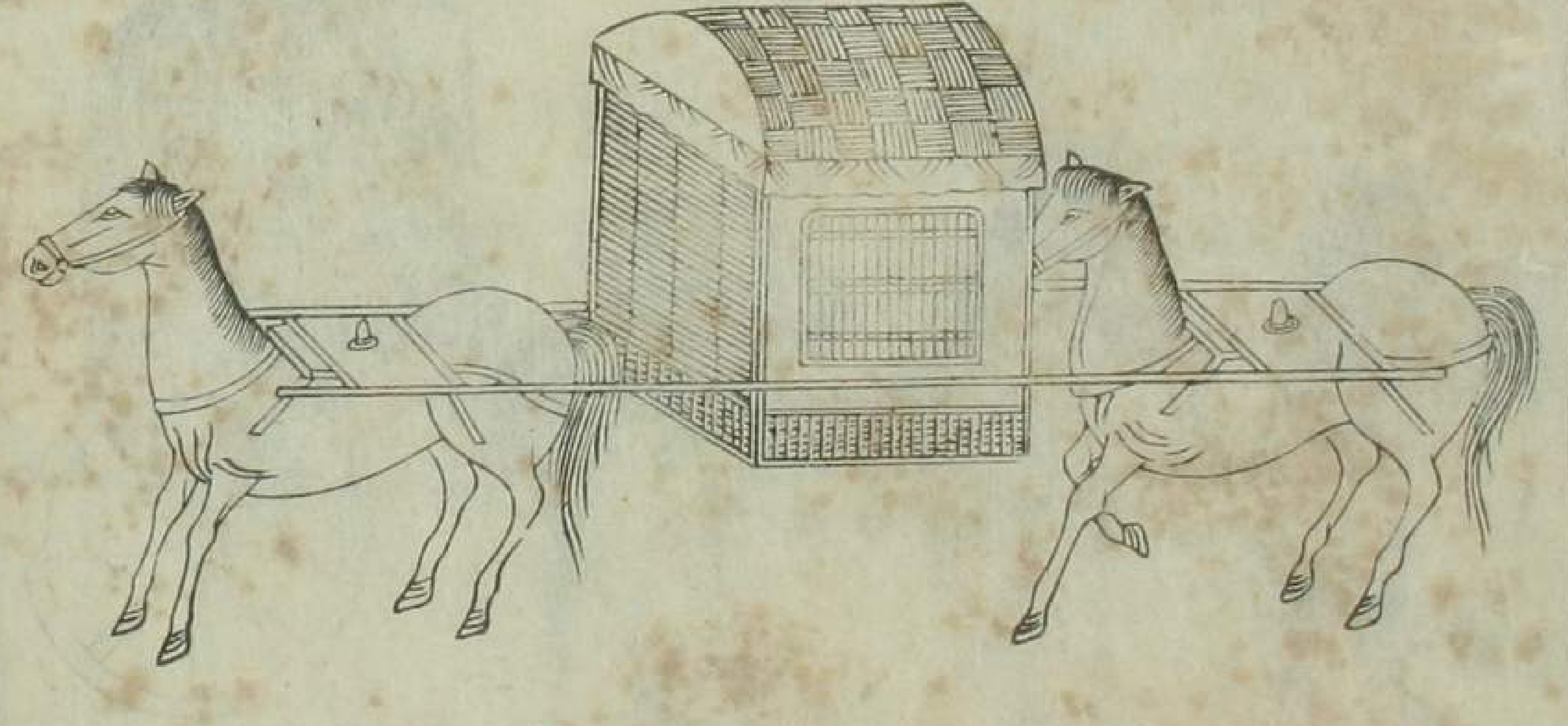

盔甲箱

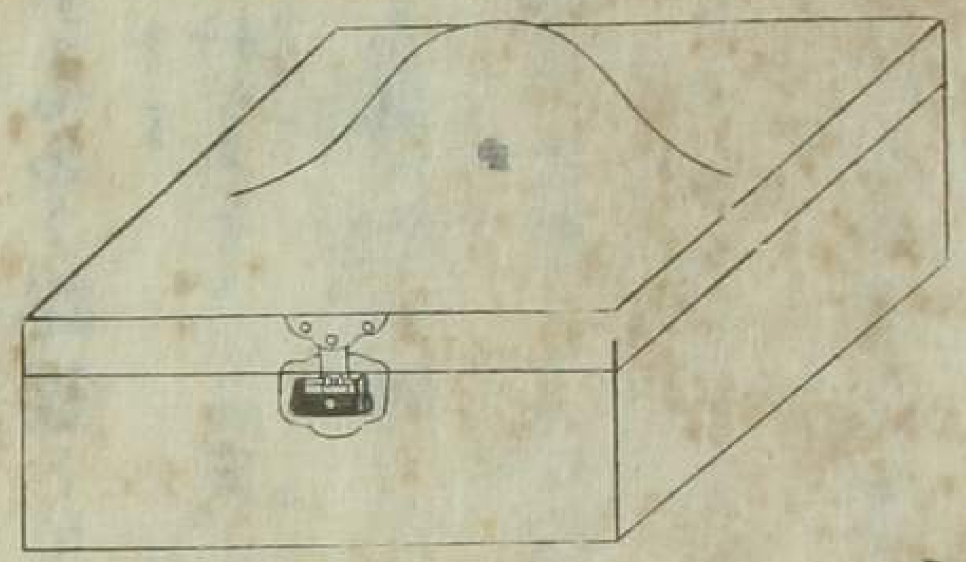

搭連

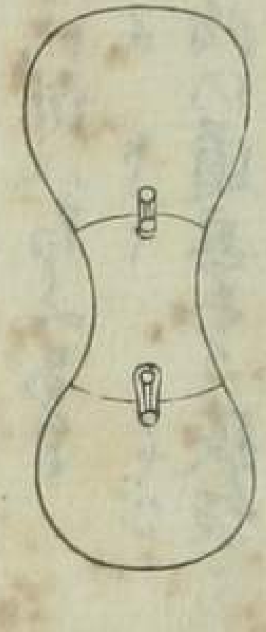

被嚢

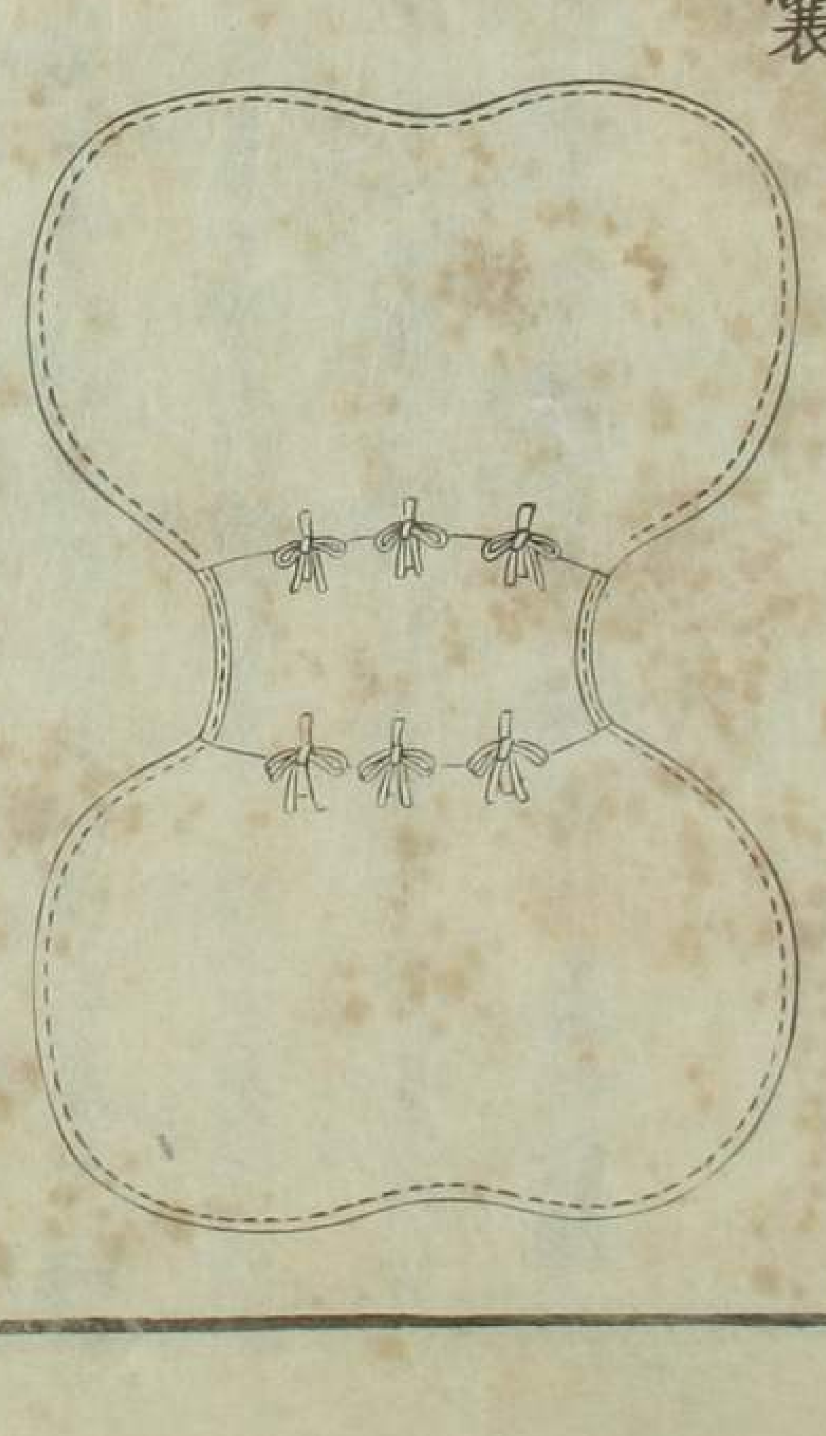

食兜

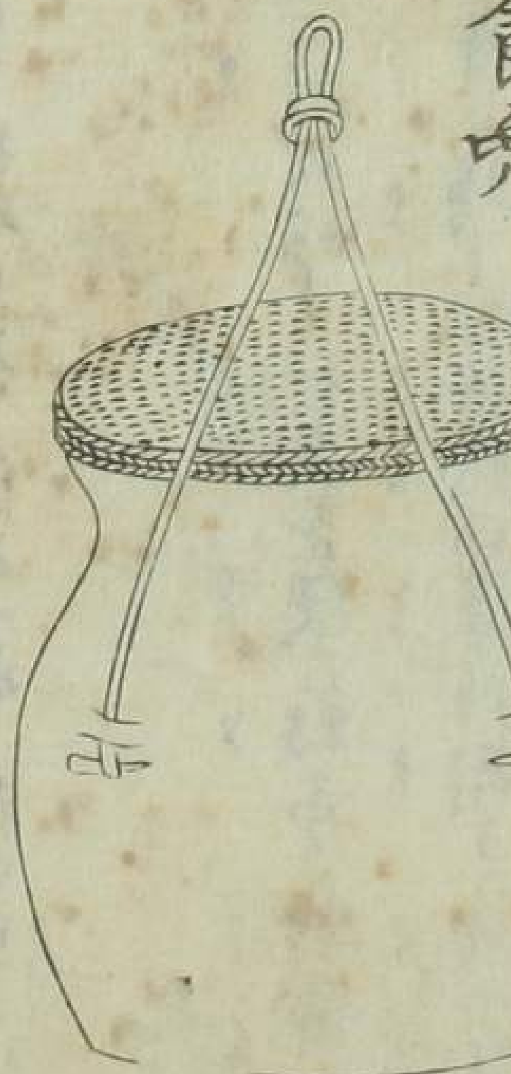

鍘

槽

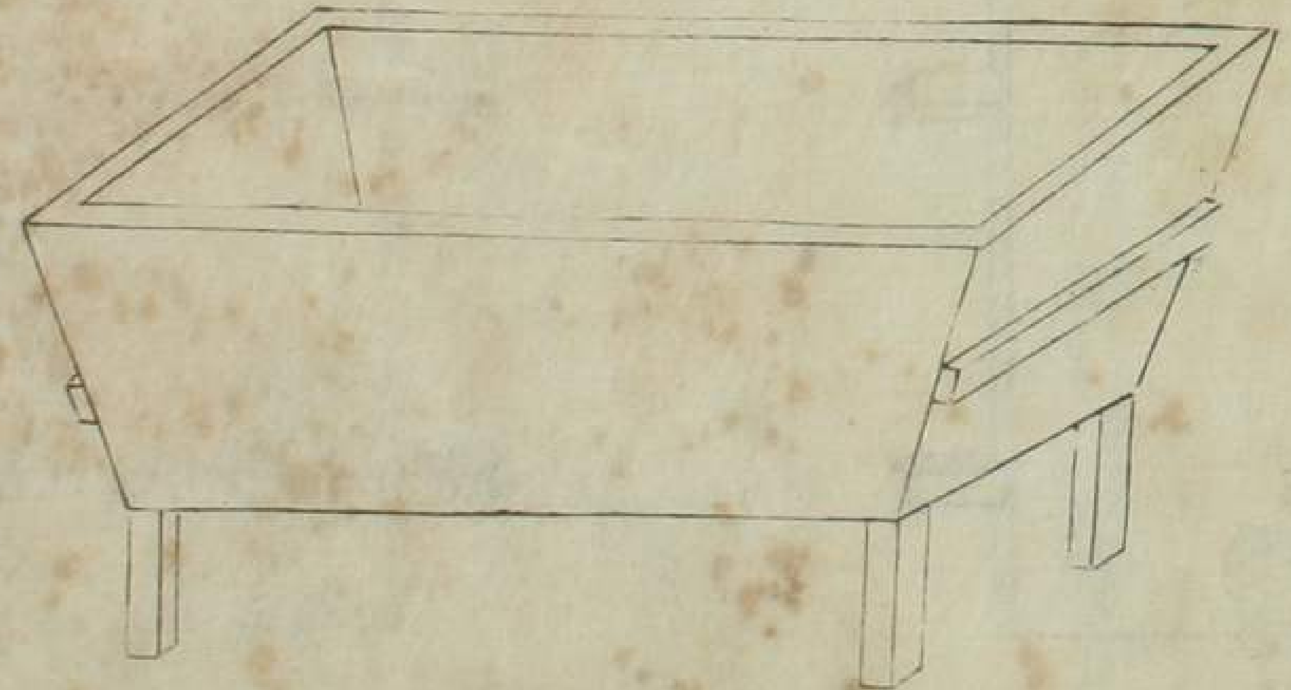

鈴襻

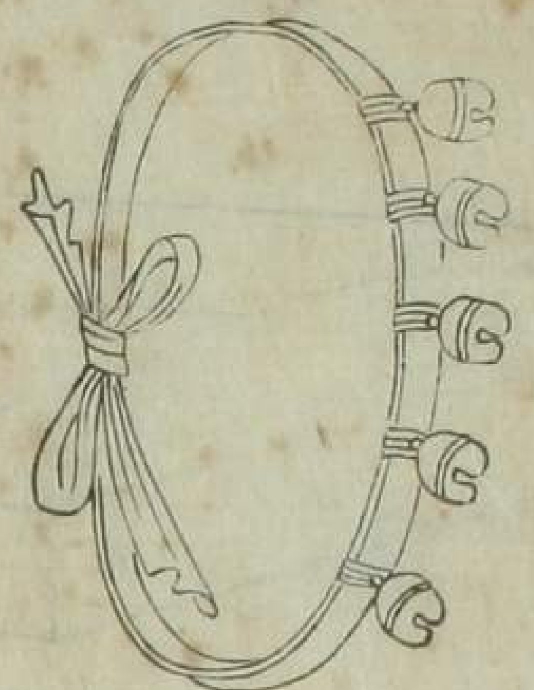

挾板

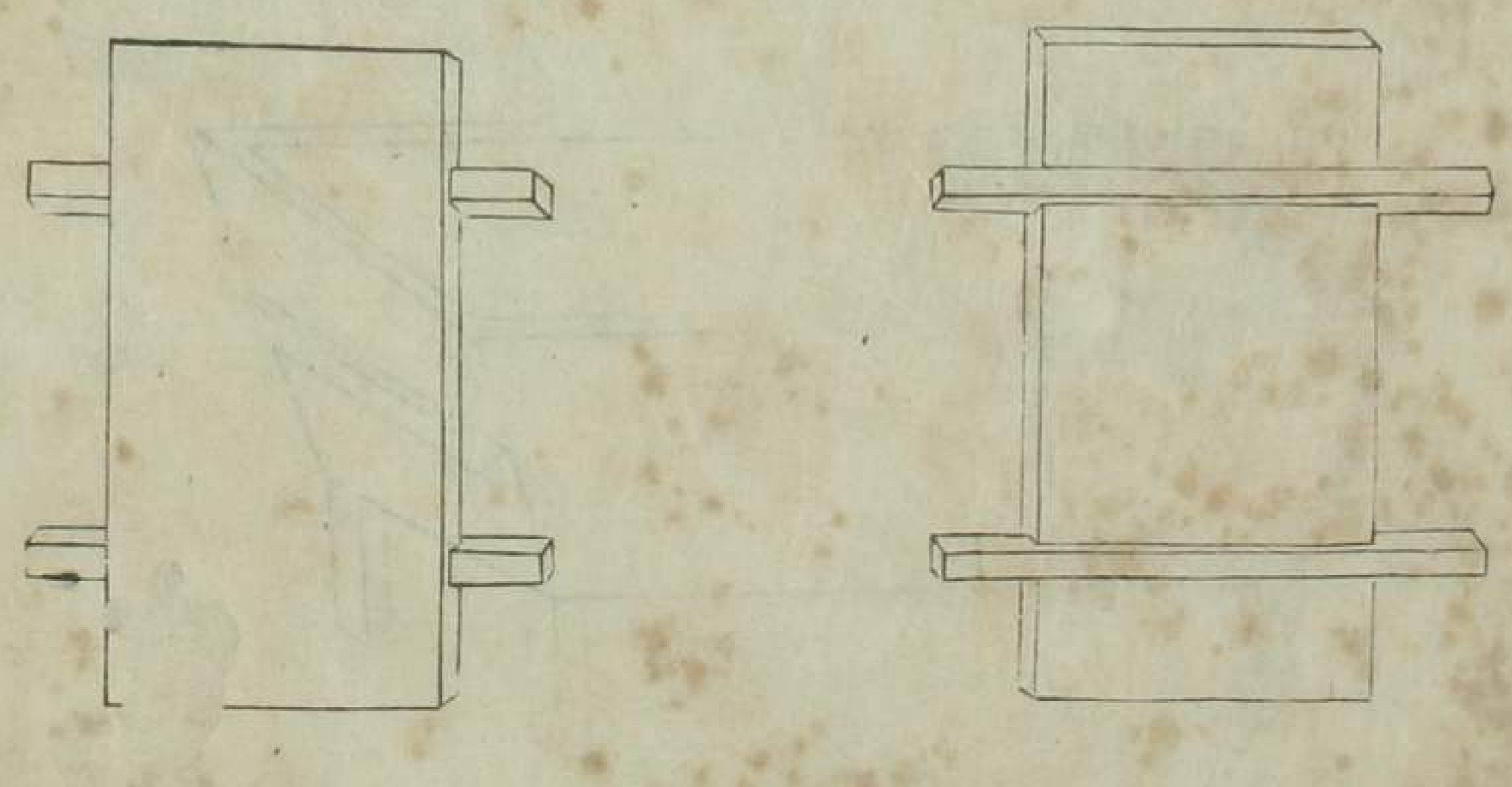

綏鎗

常燈

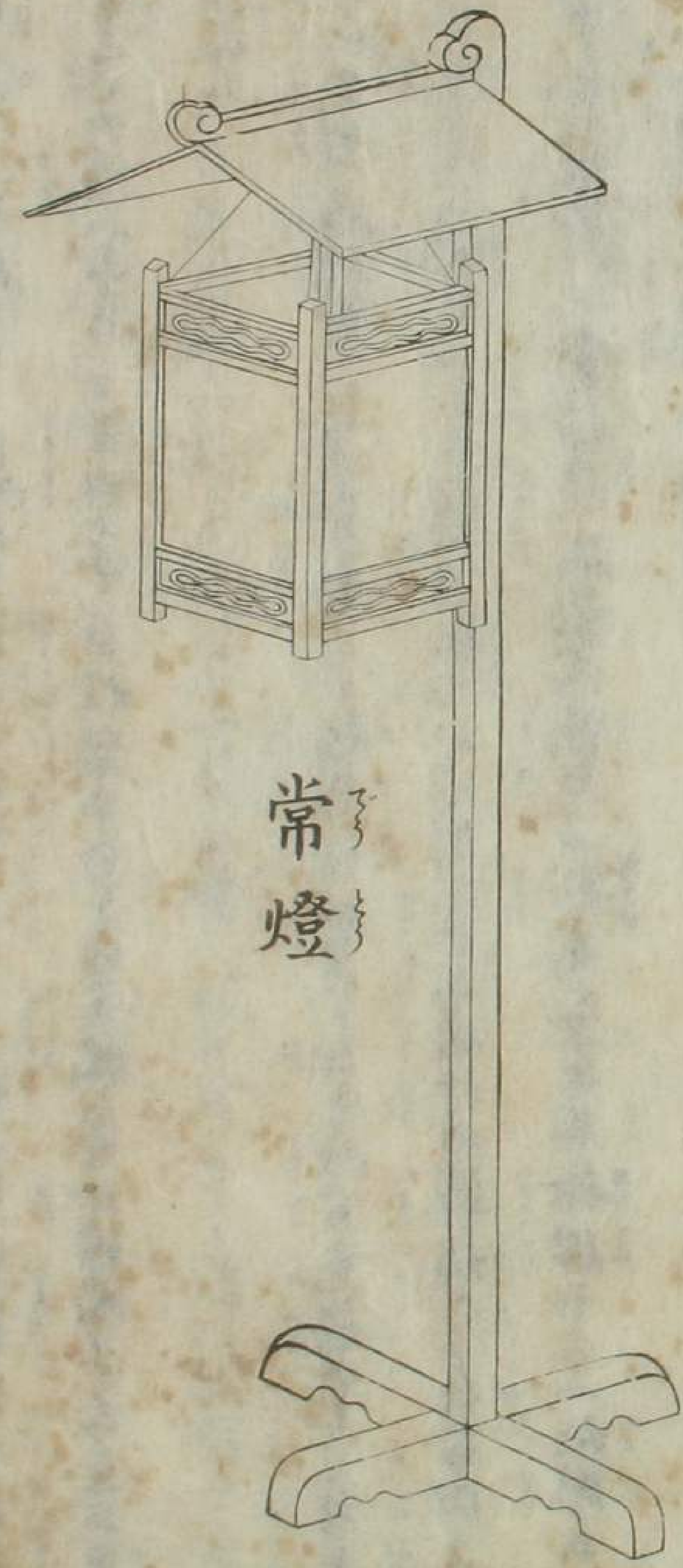

○里甲馬とハ邊鄙の州邑驛站の設けなき所ふくその地の民馬を以て通行れ
なさしむ備ふるものなり里甲とて百性頭分のものの支配して出し置くものを里甲
馬といふ

○官人公用通行のときハ自身より起馬牌をさし出し此方先觸のごとくその
あとより其官人出立二三日以前家丁一人を先立通行の驛站ごとに右牌文を
見すれバ驛站の書役其文面を帳面ふ扣へおくなり掛牌ともいふ此牌ふ應
じて人馬の手當致すなり

起馬牌式

某官某姓　為某公務到某處的於某月
某日起程一路所有應用夫馬合先遣牌
知會爲此仰役前去着落該房吏書照依
後開夫馬轎槓名數一一喚備用過領給
工價毋得遲悞須至牌者

計開

轎幾架　馬幾匹　夫幾名

右牌仰該房吏書准此

年月日

○大差ハ欽命公用の大臣或ハ異國の朝貢及び督撫の往來等をいふ随從の宗
馬等ハ其官ふ應じて等差あり九一品二品の大官なりとも表向ハ官府より
主人の用馬と散馬とて随從の宗馬とあわせて九十匹ふ限るなり其餘ハ皆自分
入用ふて百連ふ好り惣じて大差小差ふ拘らず公用ふて通行の時ハ人馬の
賃錢拂方も其所の驛站にて官府より手當ある事なり

○緊差とハ軍機等急なる事を注進するふ時切の早打なり武官の内差官と

右文書ハ宰て逓進往来するに役あり是ハ凡一昼夜六百里行と定む

○火牌 火ハ速かなる義なり 至極急なる御用向の用に文書なり是ハ公文の上に鶏の羽ハ翎なく貼に貼る急なるに随ひて羽ハ一枚宛増但一枚より七枚をかぎる足を火牌文書といふ 右の緊急の節に用ゆ

○小差ハ遠方の文武官より御祝儀事あらば諸伺事なとの為に京師へ差し越す等の事を云ふ是ハ一日凡百里余路程なり

○散差ハ勤労多き人又ハ父母の喪なとで郷里へ帰る等の人を憐れみて人馬を給する故に云ふ

○省県より運上等の銀子上納の節ハ銀鞘に銀子を入れて小差を以て駅站より京次を以て差送る事なり

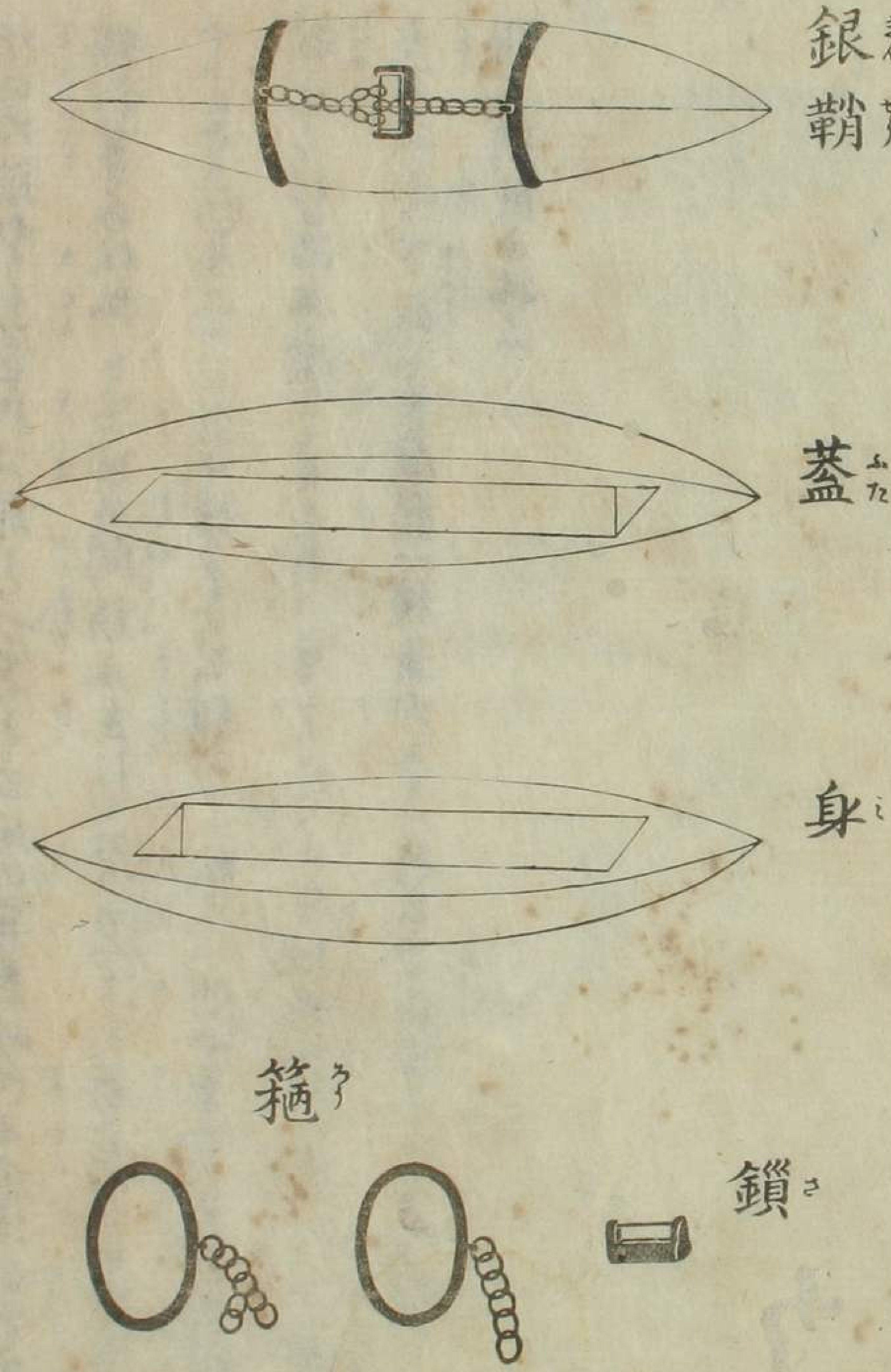

官人往来の宿所ハ其地の役所より建置所なく一驛八ヶ所あるひハ十ヶ所の大館あり是を公館といふ是ハ公用の官差此所に宿する也宿賃賄料等の仕掛は其所の開銷に立おくりのつとも其官差の心付にく十ヶ処あるひハ二十日後の銀子を公館の支配人へ與ふ事あり是を賞銀と云

旅店ハ村落毎にあり是を打火房といふ打火房銭晩旦一人前にく八拾文或ハ百文あり下飯ハ豆腐類一種魚肉等ハ其志のまゝにあつらひて何程も出し此料ハ別段に拂ふ

公館

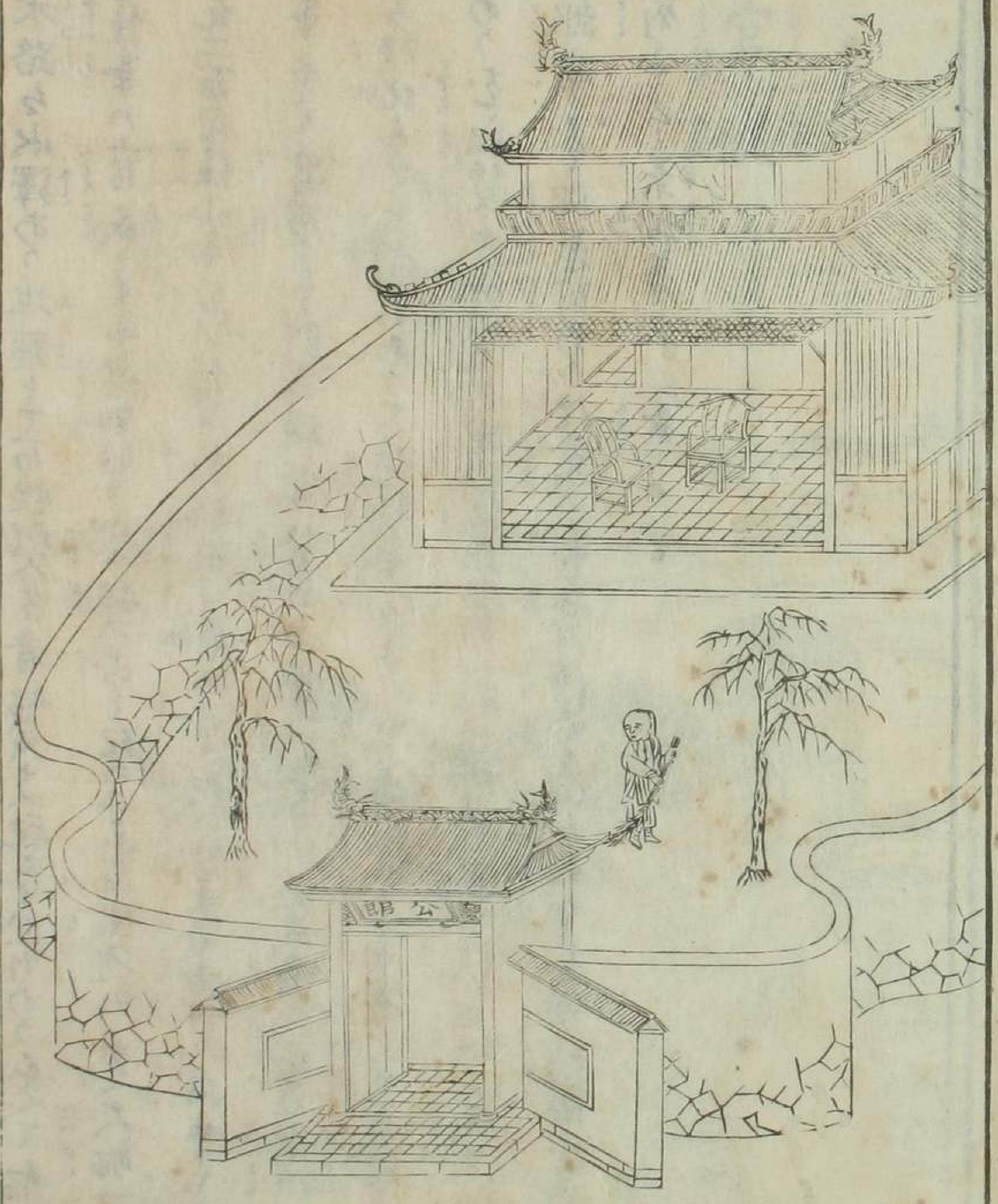

官船

○水路ハ水驛あり埠頭とて百姓頭分の者船筏支配をなす所あり總て船筏往來の事ハ官民ともに此所にありて官船の大さハ二三百里の所に於て大船一艘凡二百目位小舟ハ二つ三つあり其所在官船の大さハ皆其土地の入用に從て造事にて官府より別に造船の賃出す事一切なし又民間内地の水行或ハ陸地にても關所ありて荷物等をしらべ人數等改め名錢運上等を納る事あり又船賃ハ海路二三里の渡にて上下小船一艘二百五十文位之渡し場ごとに郵亭とて休息所あり往來の客每に待ありて雨雪を避る所あり且又ところ所によりて茶烟等出す事もあり

椗

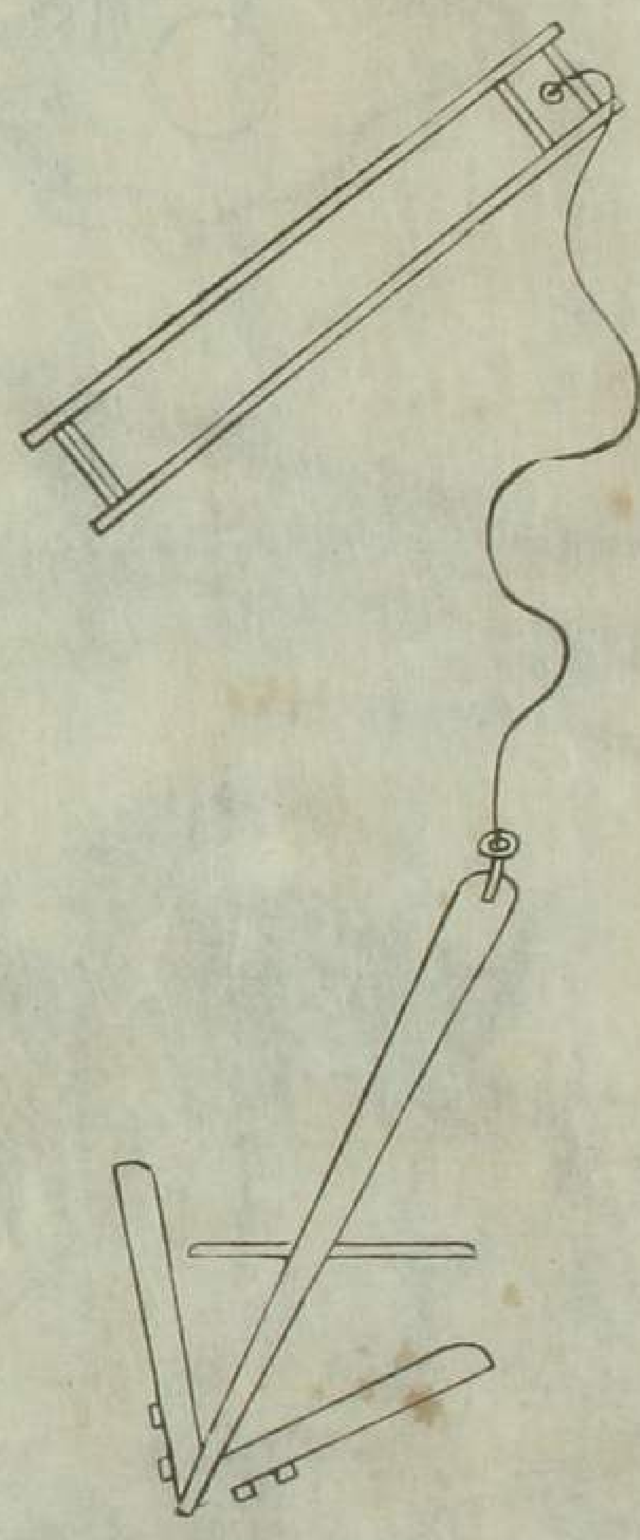

○河船ある其河泊所又ハ埠頭より船を出す閘壩とて堰の際ニ河役所ありて其所ニて荷物を外船へ積替又ハ荷舟を歩ニ引て壩を越さしむる是を過壩といふなり役方ハ軍器あるひハ茶塩など官物を姦商せざるやう見張り惣じて沿海沿河ともニ塘汛とて五里十里ほどに番所あり此所を汛地といふ所ごとに把総一人兵士二十人宛勤番してありて専ら河筋盗賊あらびよ

非常の事を防衛するに事なり

○民商外国ニ通商する時ハ海路なれバ船牌を其所の知県へ願ひ出領牌する其船牌都合四枚あり撫院より一枚是を部照といふ布政司より一枚これを司照といふ知県より一枚これを県照といふ海防庁より一枚これを庁照といふ右四枚を持て津口乃塘汛へ至り其荷物のあらためをうけて牌のあらためも済ニ此より塘汛より其役所の印を押すなり紙これを県牌ともいふ又これを掛號といふ

○民商内地十八省を通行するにハ切手等の事なし若塞外に出ることあれバ其知県ニ願ひ路引を収領しこれを携へ境界の関所につきあらためを受て通行す路引の書式詳ならず

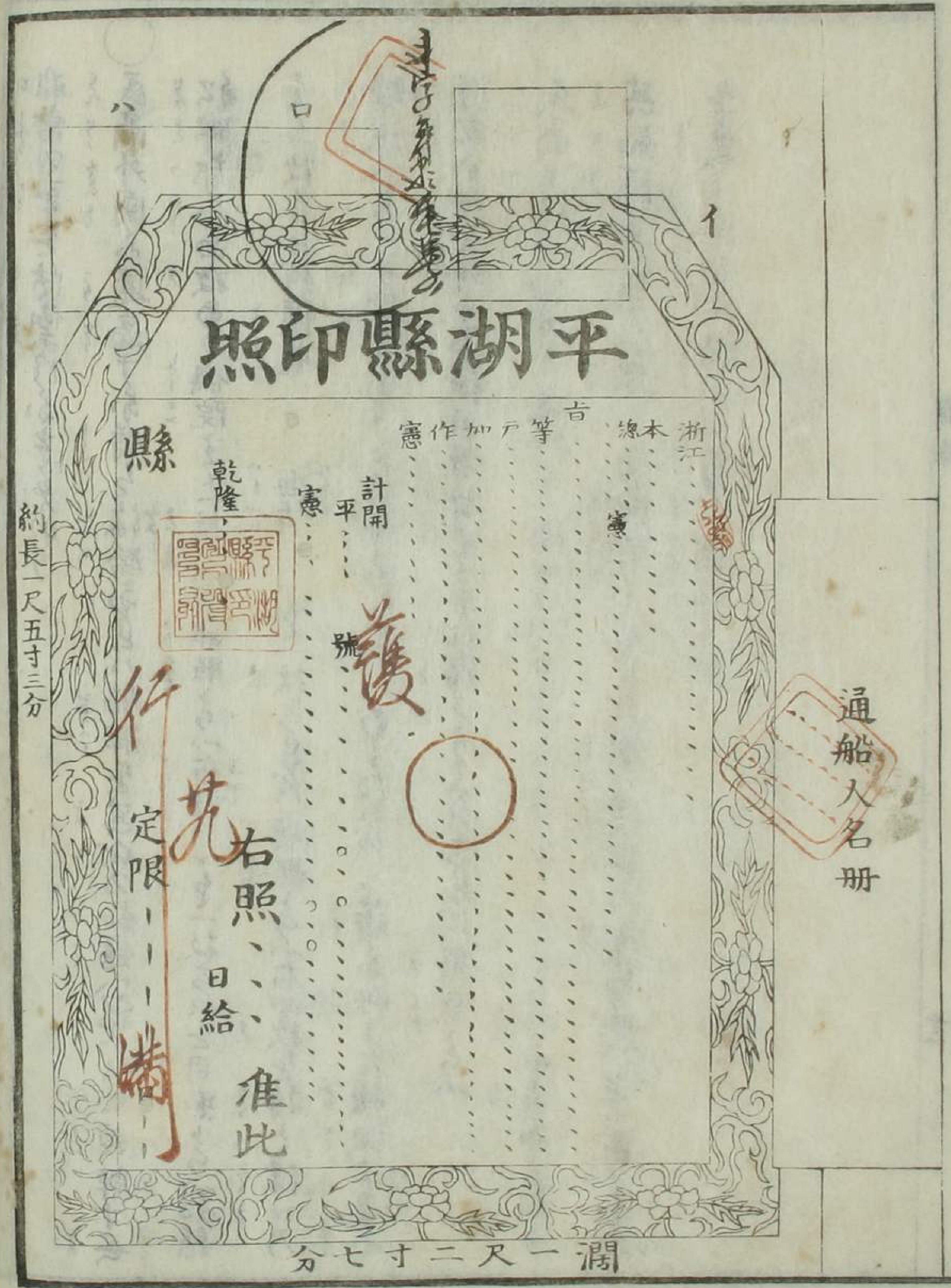

平湖縣印照

浙江嘉興府平湖縣為請嚴造船給照之法等事蒙
本府信牌蒙　布政司憲牌奉　總督福浙部院 巡撫都察院 憲牌內開准
平部咨覆本部院衙門會陳條議前事等因題覆奉
旨允准欽遵通飭奉行到縣刊刻木榜豎立城市通衢沿海口岸曉示
又奉單開稽核各條目又發尺式著書大張告示通諭等因奉此業
經刊刻榜示並大書告示通曉在案今據本縣船戶范三錫呈報前
來除將該船量烙併訊取船戶舵水澳甲里族鄰佑保家各供結外
合行給照為此照給該船戶即便賚執依例駕赴掛驗前往貿易如
敢私行頂替及夾帶違禁硝磺樟板釘鐵大舵大桅禽檀鹿茸桐油
黃麻棕片農器等物為匪作歹情弊各口汛防暨巡司捕員五將該
船戶舵水一並拏送以憑嚴究解憲治罪毋違須至護照者

計開

平字第洽柒　號船樑頭壹丈捌尺○寸○分配船戶
舵工水手共貳拾捌名又奉　憲行會同　關部頟頒
尺式就船頭樑木量確一丈八尺○寸○分係歸輸課
船隻　右照給船戶　准此

乾隆陸拾年玖月　日給

縣　定限對年對月　日繳換

粘縣牌掛號之圖

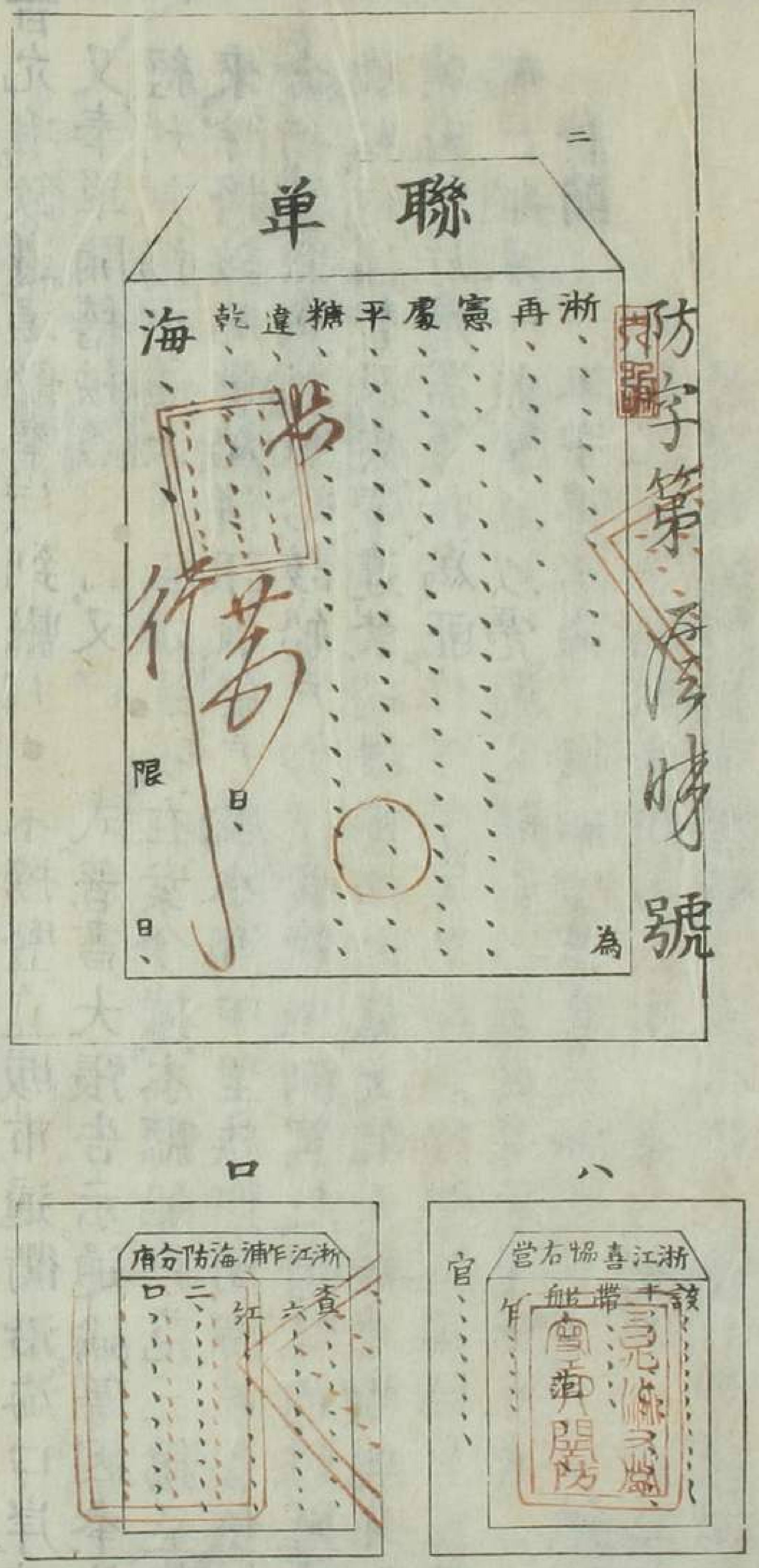

口
浙江嘉協右營
該船於六十年九月二十一日到口
十月二十五日將藥材等出口往東洋
帶食米一百石船戸范三錫　乍浦汛掛號記
官商錢繼善承辨洋銅

八
浙江乍浦海防分府
查驗船戸范三錫於乾隆六十年九月二十
一日裝載紅銅進口於本年十月二十五日
装糖藥材等貨物出口帶食米壹百石往東
洋

二

聯単

浙江嘉興府海防總捕分府再飭汛口等事案奉
憲行出海船隻設立聯単填明船商舵水姓名貨物
經由處所便汛稽査等因遵奉在案今據牙人譙
順興具報平湖縣船戸范三錫舵水共二十八名
裝商費晴興糖藥材等貨前往東洋處貿易經過
汛口騐明放行毋違須単

乾隆六十年十月　日給

海防分府　限　日繳

接辦官商錢鳴萃之子錢継善採辦銅觔

通船人名冊

濶一尺六寸五分

約長一尺九寸

接辦官商錢鳴華之子錢繼善採辦銅觔　浙海關商照
兵部侍郎兼都察院右副都御史巡撫浙江等處地方管理粮餉兼
理全省営務世襲散秩大臣騎都尉覺羅吉　為敬陳専一等事
照得本部院恭承特簡兼理海關伏查　勅諭開載凡海口出入船
載如有夾帶禁物照例拿究商民情願從浙省出海貿易登記人數
姓名取具保結給　與印票以便出入欽此又准　部文内開船戸
攬載開放時令海關監督將船隻丈尺親驗明白取具柁水連環互
結客商必帶有資本貨物水手必查有家口來歷方許在船驗明之
後即將船隻丈尺客商姓名人數並載貨往某處情由及開行日期
填明船單令口岸文武官照單嚴查等因遵奉在案令據該商册報
人數並載糖藥等貨往東洋貿易等情並據商揔伢行船戸商伴各
具甘保各結前來合行照數給牌為此牌給該商收執凡經過各海
口崗汛處所驗牌查照人數即便放行毋得留難羈阻需索分文如
敢故違官參吏處囬浙到關船戸立剗先投崗汛営縣候點人數明
確方許登岸以憑申報本部院存案仍將原牌繳銷毋得違錯須牌
計粘單　右牌給商人費順與准此
乾隆陸拾年十月　日給　巡撫浙江部院
限　日繳

浙海關商船照
兵部　吉　為欽奉
上諭　部　令
海
平　拾　號　○廿○　分
照
叅
不　者
舩　牌
縣給別限
右照給船戸范三錫准此
實
乾隆
巡撫浙江部院
行
浙海關給乍浦口戳記
作字拾拾捌號計　繳

約一尺五寸七分

濶一尺五寸

浙海關商船照

兵部侍郎兼都察院右副都御史巡撫浙江等處地方管理粮餉兼
理全省營務世襲散秩大臣騎都尉覺羅吉　爲欽奉
上諭事案准部文嗣後一切出海船隻初造時即令報明海關監
督及攬載開放時令海關監督將原報船隻丈尺親驗明白等
因遵行在案今據嘉興府平湖縣平字　拾柒號船戶范三錫樑
頭壹丈捌尺〇廿〇分合即給照爲此照給該船戶執持出入貿
捕防口員役驗明放行如敢藉端需索分別參處該船務將此牌按
期繳銷如過期不繳該船戶解關究治均毋違錯致干査究須至照
者

舵工水手人數照縣牌

右照給船戶范三錫准此

乾隆陸拾年拾月　日給

巡撫浙江部院

乍字　第拾捌　號計完全年稅訖限次年柒月初捌日繳　吉

約長一尺六寸七分

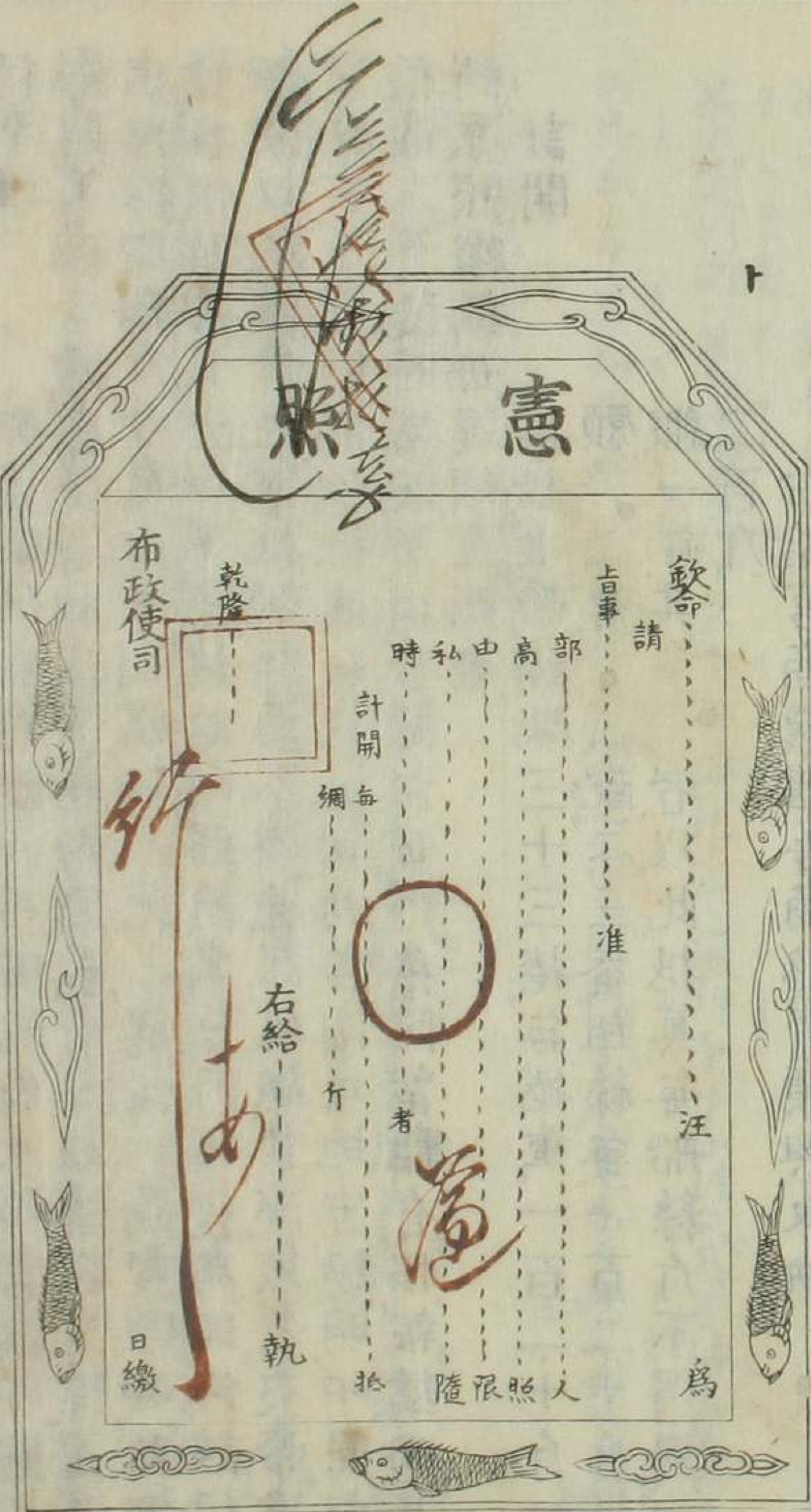

藩字第玖拾號

濶一尺七分

憲照

欽命浙江等處承宣布政使司布政使隨帶軍功加三級紀錄十五次汪　為　請

旨事案照官商承辦各省官銅例應免税放行奉　准

部咨嗣後銅船出洋按船給與承辦官商印照以杜影射等因今據嘉防同知詳官商錢繼善家人高陞具呈陞主運例大出洋採辦銅斤今雇有平湖縣船戸范三錫倩行商費順興執例發各依照由乍出口等情請給印照前來合行須發為此仰該行商即使收執領賷往洋採辦該商不得逾限私越禁洋以及夾帶違禁貨物有干嚴例倘銅舡遇風收泊閩浙各海口地方驗明印照督令行商人等隨時撥回乍口各關汛毋得稽阻留難有悞報鑄回日仍將原照繳銷毋違須至照者

計開

每船准帶綢緞三十三捲每捲重一百二十斤加有願帶絲斤者許配二三蚕粗絲每一百二十斤抵綢緞一捲其多帶者以此抵算每船絲斤不得過一千二百斤

右給官商錢繼善商夥費順興收執

乾隆陸拾年拾月　　日繳

布政使司

○内地と塞外の疆界所〻に関所あり（此関所ハ専ら往来の人を吟味する所なり）其関ハ守護役人ハ武官の総兵官より勤番ハ民商塞外に出る事あれバ関所にて某の地の人某の事ありて某の地へ行或ハ某の商賣に行といふ事を聞糺して通行をゆるす又其本籍にありて願の品によりて其知縣より前以役に関所へ掛あひおくことハ事あり此文書を関防といふ文書の式ハつまびらかならず

○官民ともに旅行の時四五日前に知音あるひハ親属より席を設て送別の酒宴を催す其上必贐儀あり官人ハ互に銀を用ひ民商より贐するも皆銀なり民間にてハあるいハ緞匹を用ひ銀を薄儀とし又酒肴等携へ郊外まで送るもの多くも二三里をかぎりも見送るものなき行事あり勿論昔時の綰柳などいふ故實を用ゆる事なし

○馬の喂養ハ青草また藁の古根を去て凡一寸斗に切たるものをかいばにかふひ又黒豆を撰て清水を以て煮豆汁を乾し鍋にいれ炒して凡豆四升程に

草十五斤位を一昼夜の喰とし昼の内は喰を減じ夜に入て多く喰せ與ふ又草に小麦の糟を少し混て用る暑中の此はことに水を少し加へ與ふ水を飲む事朝は少く昼より少し増暮におよび程よく飲しむべし夏は二三日に一度宛浴せしめ毛を掻出し暫時引廻し水氣かわきたる上にて涼棚に引入て涼棚後手日陰の所にて風の吹透すにまかせ置べし一月に腹あらふ日あるべし一夜度浴せしむ又前のごとく引廻して後腹棚に入る腹棚は風の入ざる所なり囲日向に修補あり又緊差甚に出る時は馬は一時に食を多く用ゆる事速まづ草をあたへず少しわけて水をさまし飲せ其後度々喰を與ふべし

馬棚（うまや）

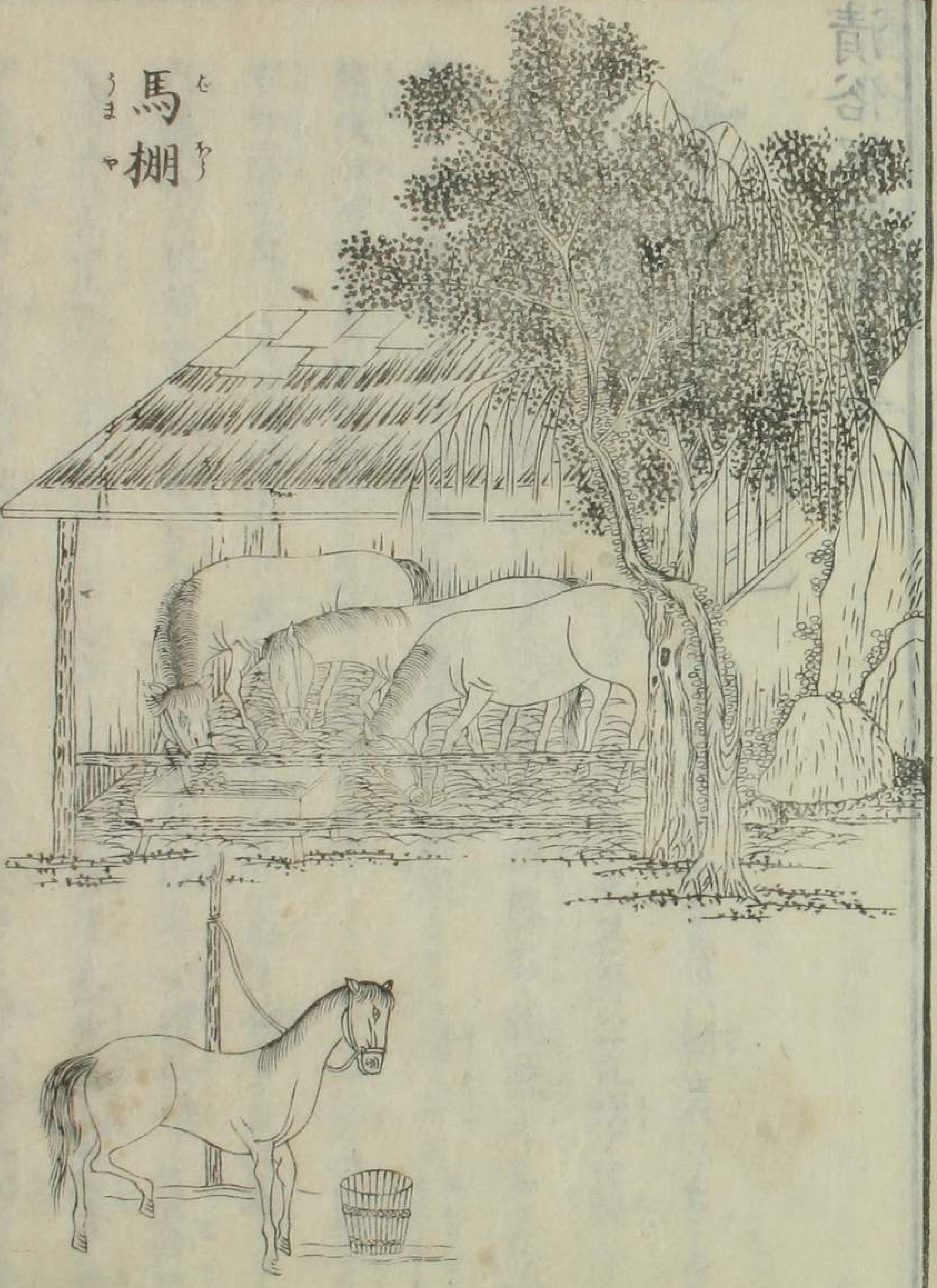

清俗紀聞巻之十

清俗紀聞巻之十一

喪禮

○父母死せし時ハ子孫の男女號泣に堪ず先子たる者ハ斬衰とて至て粗き麻布を以て縁を裁切まゝに仕立にして其外ハ荒増に縫ふく是を着る其外の子共ハ行位の次によりて稍麻布稍熟布なとの布にて齊衰緦麻なとの喪服を着す家内随使まても帯孝す（喪服を着すを帯孝と云）随使奴婢へも喪服を與へて着せしむ何れも黒き布にて拵へ與ふ也喪中男女席を同しくせず父母の喪中ハ子孫男子ハ外廳へ薦を鋪置夜住居して内房へ入らず飲食ハ粥素菜を食し盤碟を設ず奴僕給侍して妻女ハ別の房室へ入て守妻女へ用向ある時ハ内房に立寄用向を達す婦女ハ内室にて喪を勤む他家へ嫁したる者ハ素服にて喪に奔て赴く喪

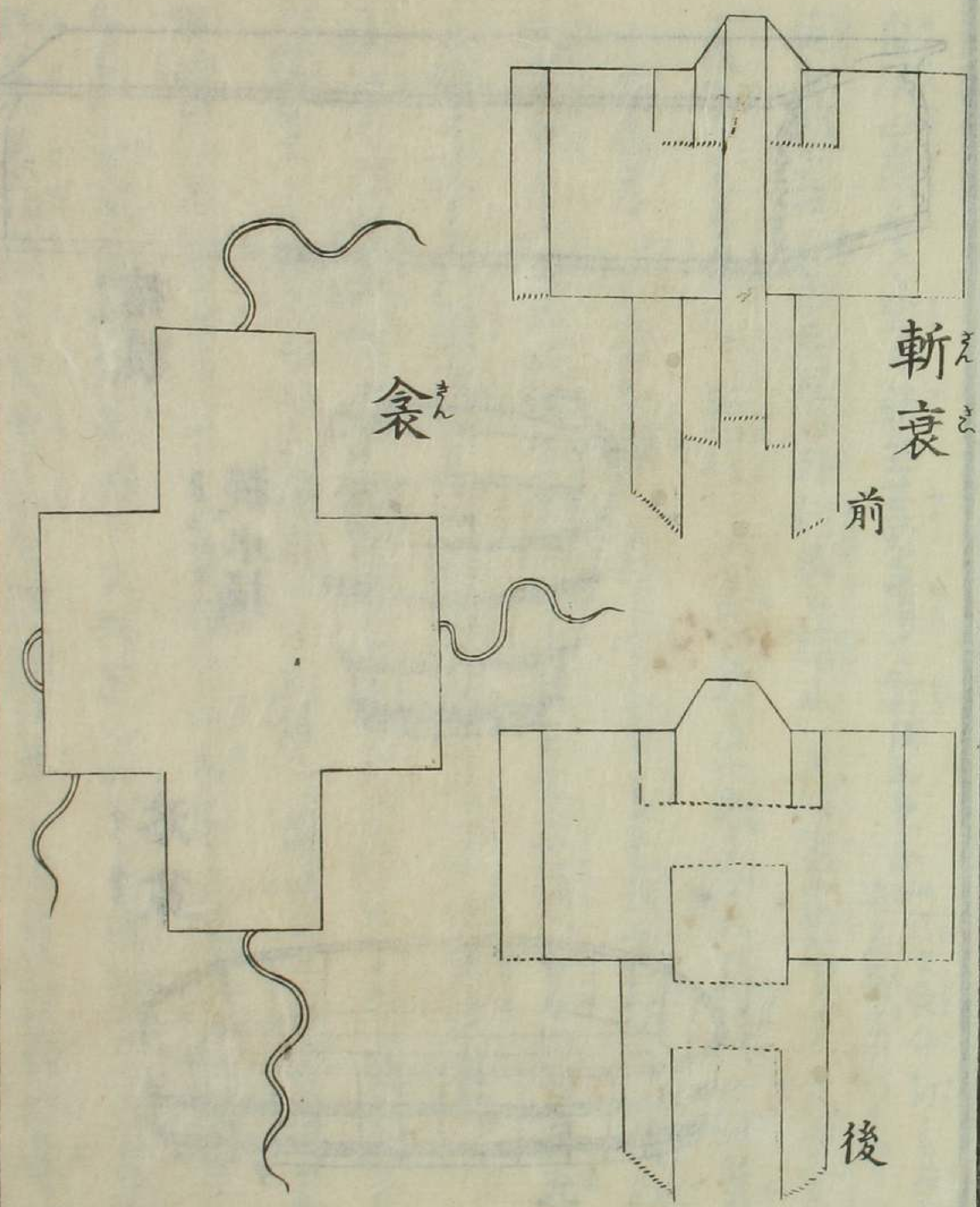

あるひハ門戸を閉る事なし父母の喪にハ白き粗麻布を以て長さ二尺ばかりにて一
幅大門の上框に掛る其余の喪にハ掛る事に及ばず店商人等喪事ある時
ハ三日商ひを止る事なれども喪によりて商賣を止店を閉る事もあり又
貧しき小戸の者ハ定式の日数喪を勤る事能ハざれバ素服にて商賣傭工等に出
身屍ハ奴僕の者先新しき布をもつて湯に浸し抹浴を（抹浴とハ拭ふをいふ）惣身残らず
拭ふて月代を剃て辮を梳て束ねして蒲團の上に臥せ置新しき衣服を
着せ帽子韈子迄も新しきを着せし免枕をさせ置〇入殮の道具揃
ふ含衾とふへる物をもつて遺骸を衣服の儘にて棺に蒲團を敷て三
鋪て遺骸を納むるなり夜分に親類等よりて偶々に骸を取収む棺材
ハ楠杉など容易朽ぬ板料を以て拵へ板の合せ目にハ漆を以て塗置
人々身代の貧富によりて朱を以て詰るもあるハ砂糖をもつて詰め或ハ

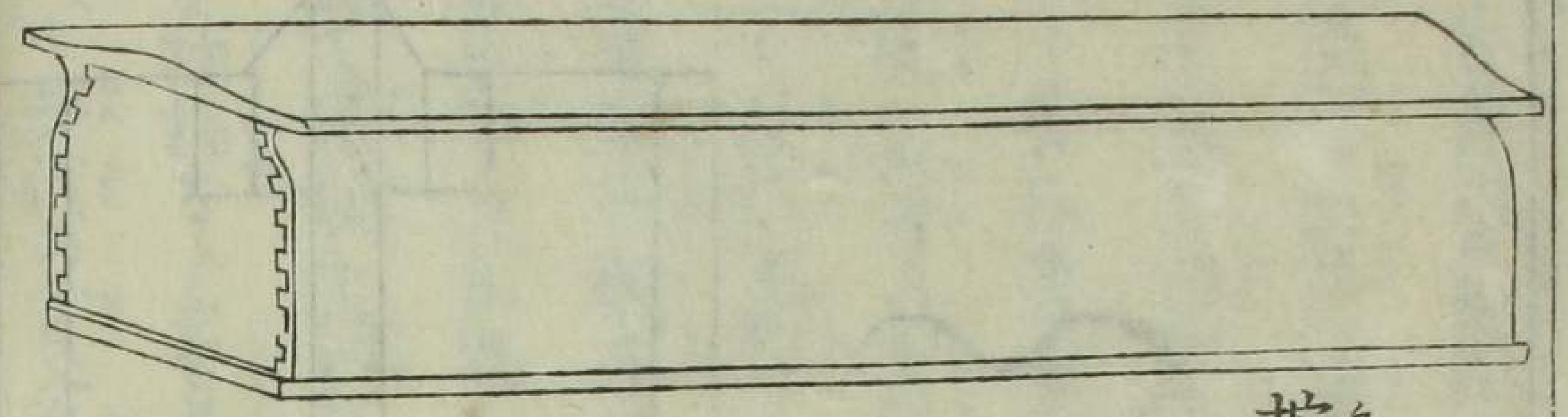

棺材

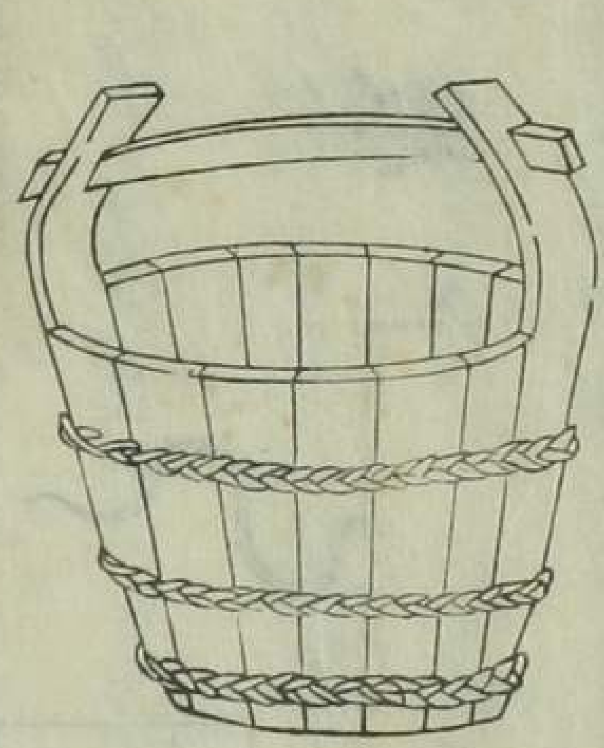

提水桶

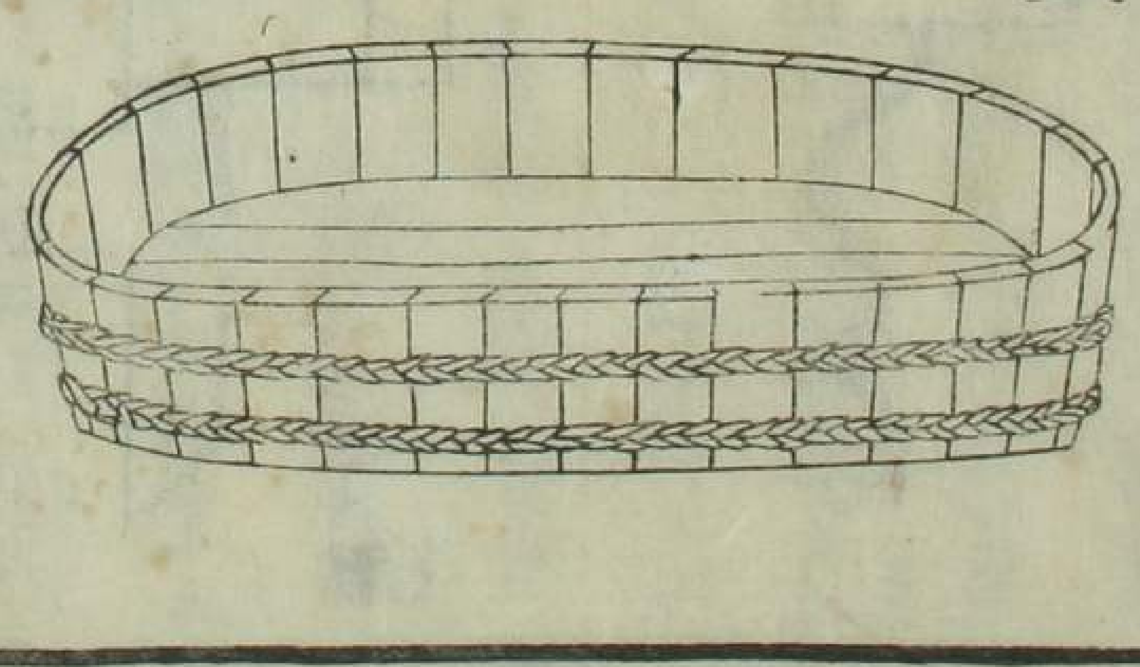

浴盆

白茯山炭なとにて堅く詰め蓋を覆て釘なとにて（此釘を長命釘と云棺材を造るに藴木の釘を用るゆへに）屍を納る時着の衣服の外何にても棺には入れず富家なとは屍へ珠一粒入ることもあれど希なり○棺材は人年老て年六十歳以上になれば棺材の板を用意して置毎年一二度板を調へ置ども年久しく置ば壽板といふ棺材を大平車といふ棺材の板を大平板といふ生前に備へ出来ぬものは死後に成て求る類調の足らぬ藴木の釘に及ばず鉄釘なと用ゆ

○抹浴の浴盆提桶なとは新に造るもあり古き有合を用ることもあるなり

○入棺すみて廳上に白木綿或は白紗綾白縮緬等の幔を張中央に脚吹の机并物を置く其上に霊柩を居ゑ其前に高き卓或は白木主を立て香爐花瓶燭臺傍に付燈籠を灯し其備物は四十九日の間は野菜菓物類素食素菜を備へ酒或は奠し同居の親類朝暮禮

拝し四十九日を過れバ葷を供ス（葷ハ魚肉類をいふ）
○毎七僧侶を請じ誦経終りて廳上へ請し齋を出す五七日ニハ
道士を請じ法會を執行ひ齋を出ス此七々の法會にハ親友を請
じ僧道一同ニ齋を出すも殁死ニ寺へ届僧徒を請じ或ハ出葬にハ
寺へ送り至るも並びに僧徒送葬ニ来る事なし七日毎ニ僧道を請
じ誦経をなのミ殯を出す事古礼ニ行ハれバ中興の風俗ニして当時ハ
一統此事なし○友人なども弔ニ来りて霊柩を拝する事なし
此時子孫たる者霊柩の東左りの方ニ跪き弔客ニ答拝を拝畢て
弔客子孫にむかひ不淑ニ逢ふと拝して哭き主人答拝して哭泣す
弔客ハ帽子の上の赤纓を除き来る衣服ハ平服なり

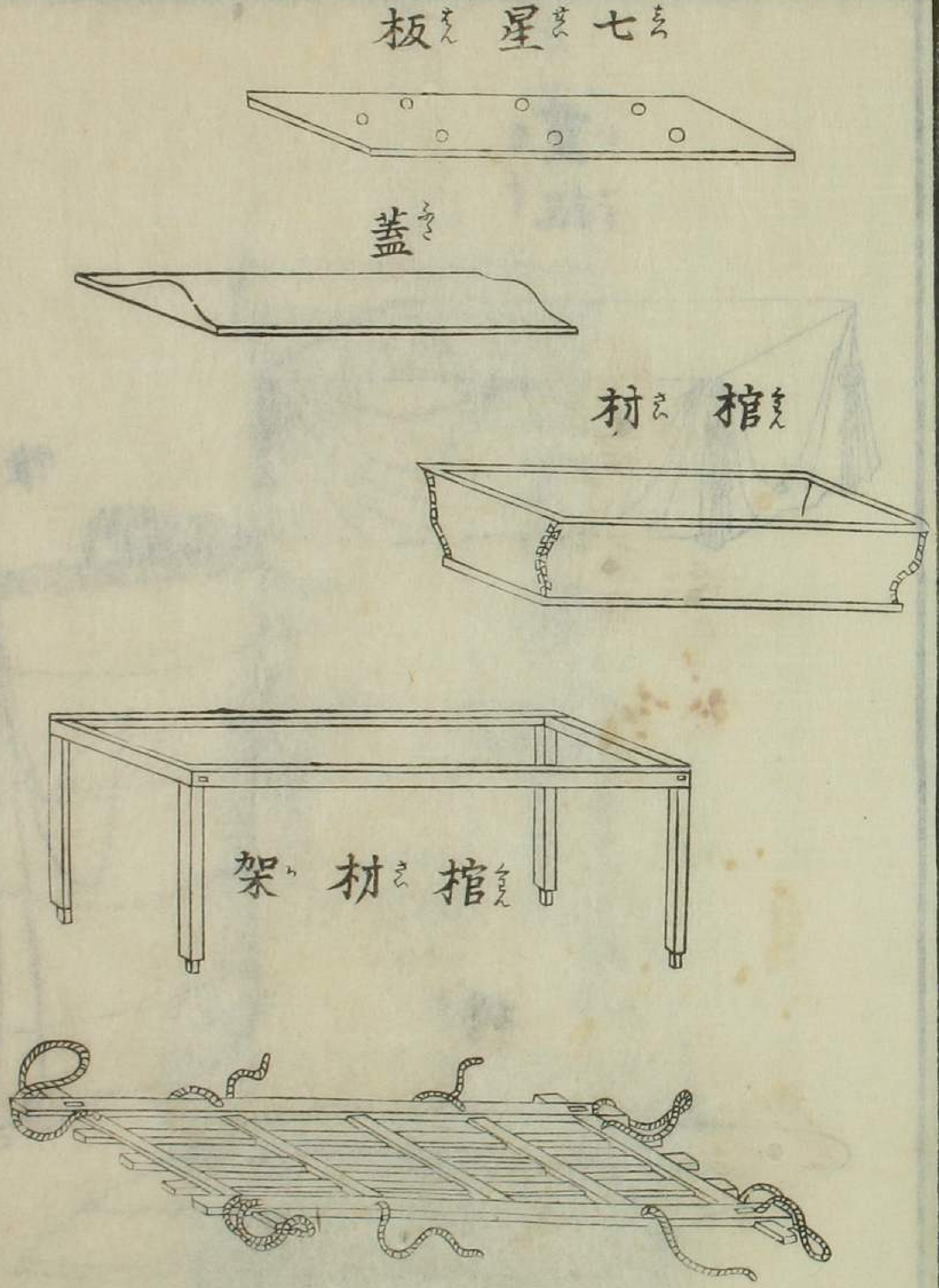

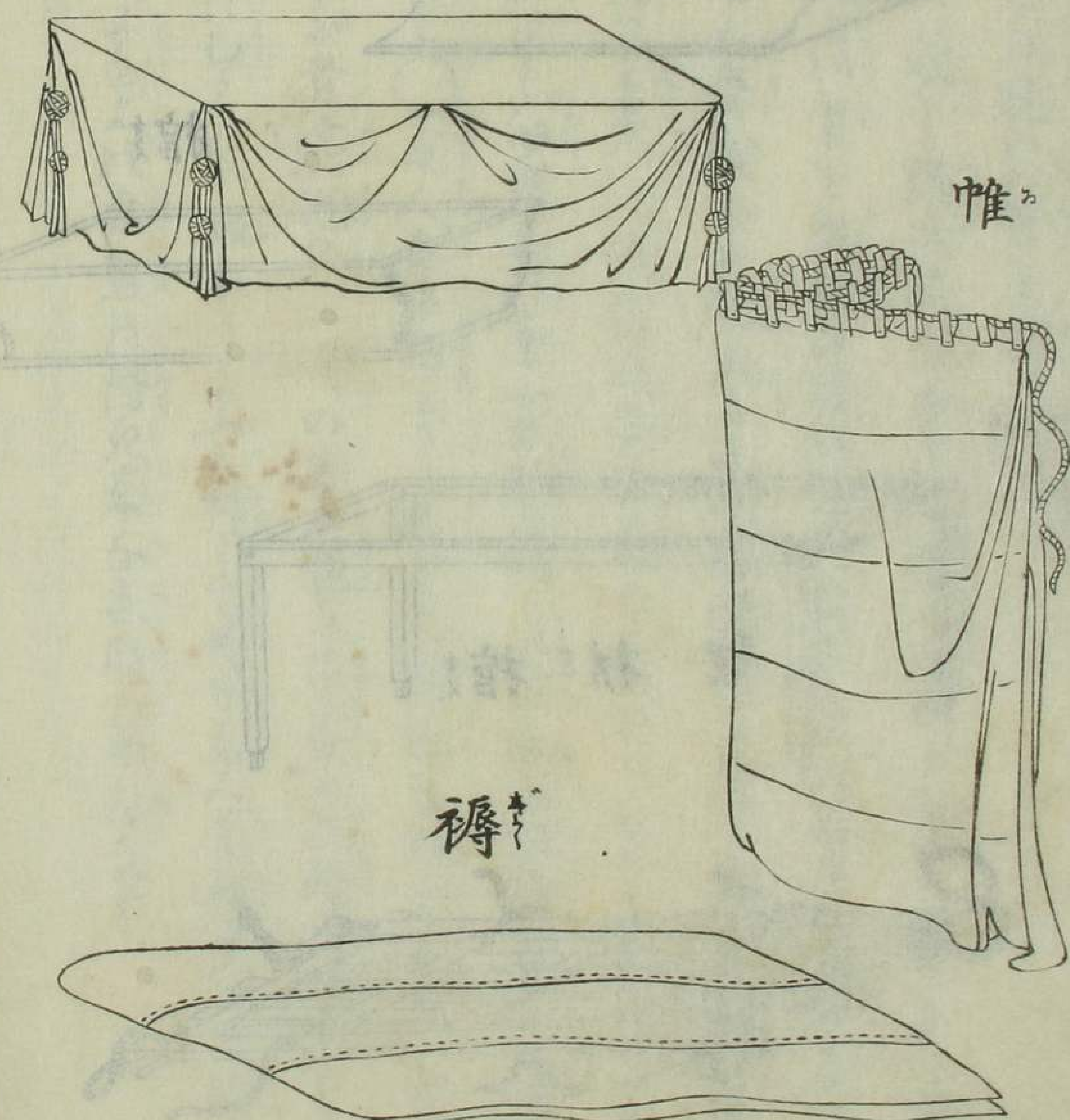

靈柩
帷
褥

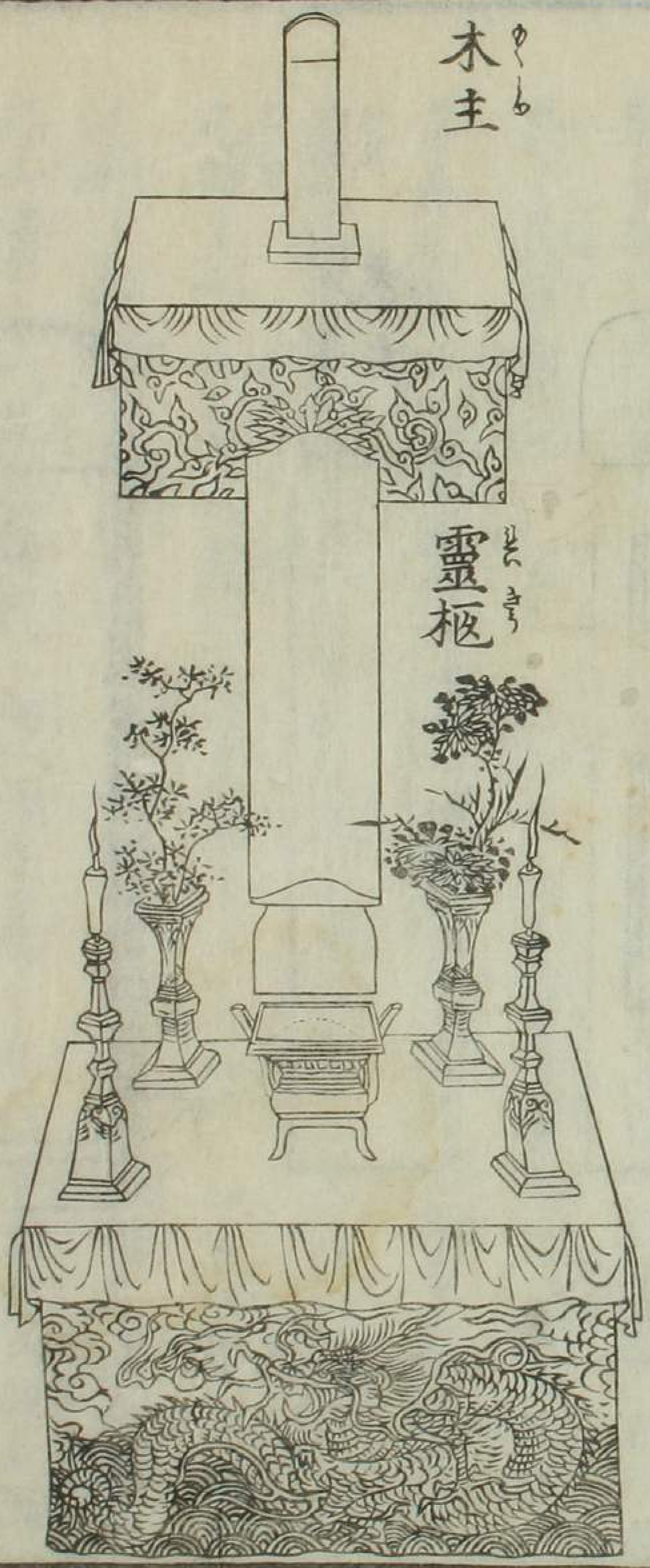

木主
靈柩

木主

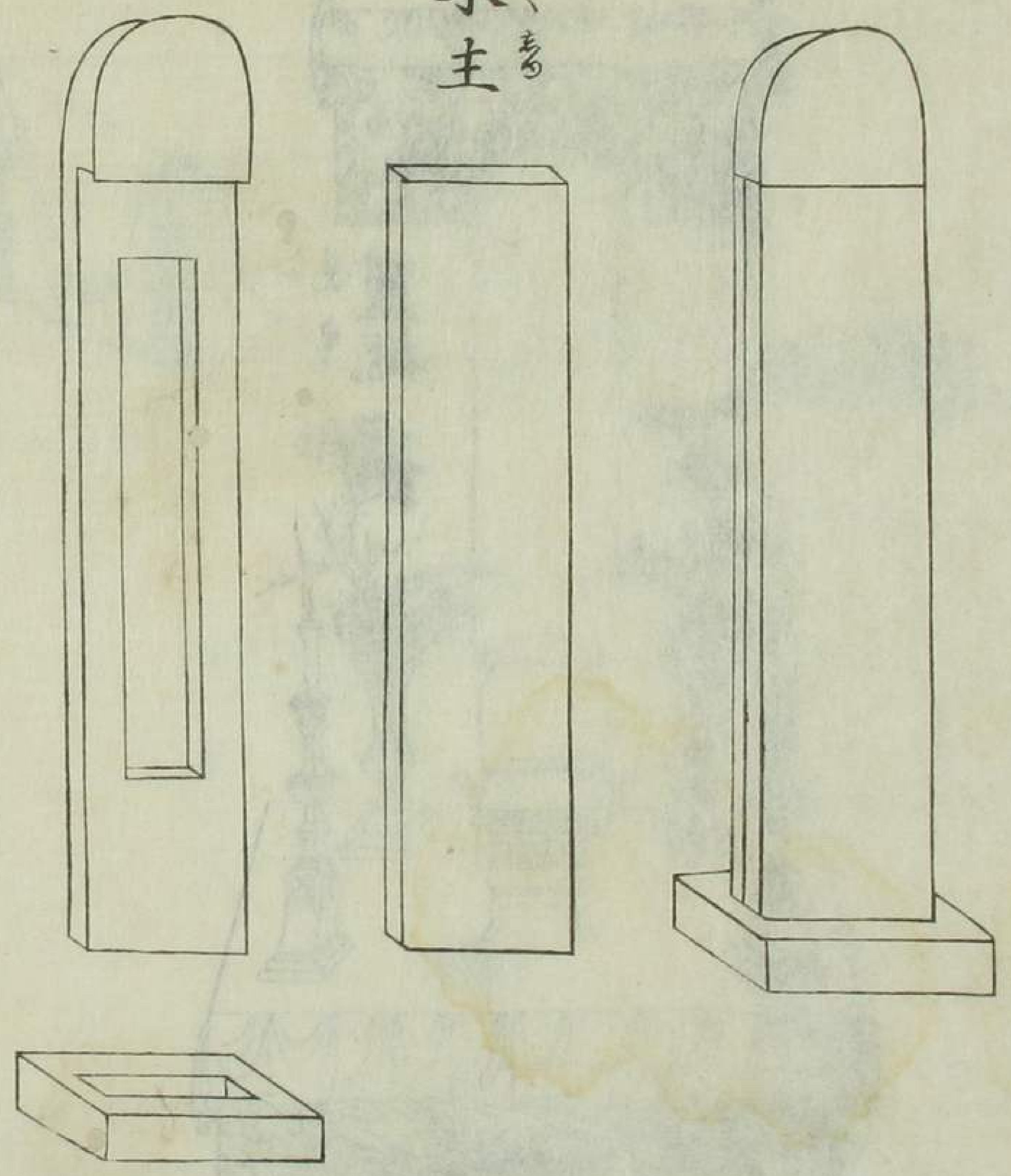

○出葬ハ家の貧富ニよりて即日又ハ一二日三五十日百日或ハ一年二年或
経て出殯するも有るしかれども譬ハ三年を経て出殯するとも出殯の日ハ子孫素
服を着る民間ニてハ所ニハ殯するも事能ハぬも入棺の後外廳へ柩を安
置し出葬を待つ又ハ兄弟父母の柩一年以上も留置ときハ外廳の庭ニ假埋し
安葬を行ふ○大戸の人ハ家口十口五人以上をいふ出葬の日先柩ハ明鏡或ハ羅紗ニて
覆を拵へ又ハもあり家の有無ニ稱ふ道理なく小戸の人ハ家口五六人已下をいふ
毛氈を以て柩の上に覆ひ或ハ木綿をもて覆ひ水色淺黄等の絹を
もつて結綵を掛柩の前ニ高卓を据ゑ野牛猪鶏鴨等の全牲其
外山海の旨味菓物類種々供へ酒を奠し香を焚子孫ハ柩ニ附
添居ニ送殯の人々靈柩の前ニ来りて拜し畢れバ奴僕側ニ侍て長サ
一尺二三寸程の白木綿を以て一人ニ一切ヅゝ配て吊客拜畢りて束ニ

此白木綿を直ちに持帰りて是を利市布といふ喪事吉利ならぬ事故反りて利市の文字をかりて名付し事とぞ

鶏野牛猪 是を三牲といふ

出葬日柩前排式

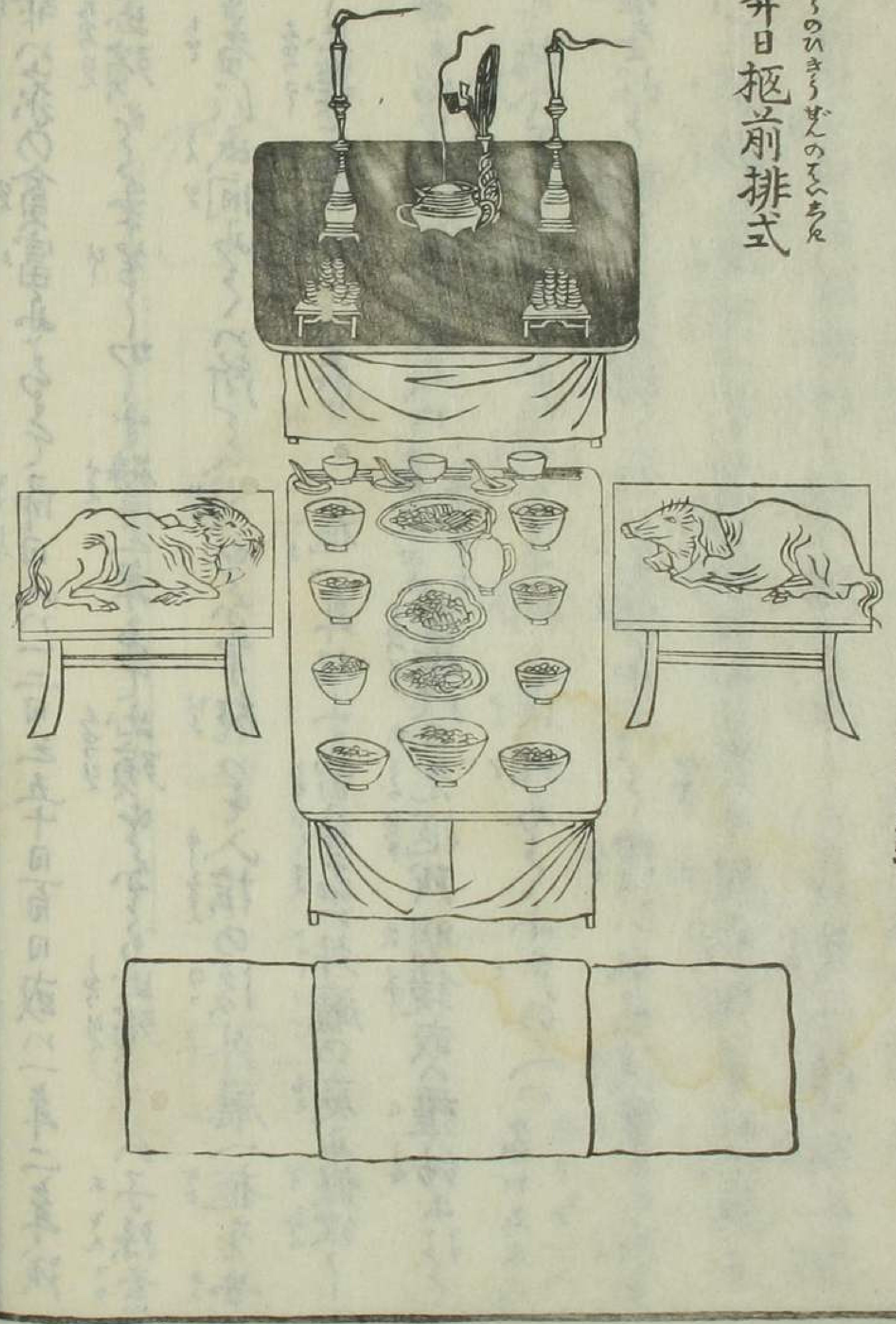

○此出喪の時吊客来りて拝し喪主は位に就て答拝す位とは柩の前左の方に頭を地につけて拝す是を稽顙といふ○吊客備へ物一二品持来りて供ふ事あり是人くの心得によりて葷物あるひは素菜をもち来る事も有りとぞ（葷は野牛猪鶏魚肉をいふ 素菜は菓物野菜餅などをいふ）○出葬の行列先なり 燈籠 紅白の絹にて幟を造り竹の先にむすび付る方にまて次に 香亭 鼓樂 綵亭 靈柩也靈柩は明鏡羅紗等にて飾りて四方へ水色浅黄花色等の絹にて結綵を掛前後左右に緒紋付事拐のやうなるものにて擡ひ子孫は柩の左右に添ふて白き木綿二七尺をひろく額にあててかんの后の方にて結び両方はなれ柩に添ふて道すがら哭す姪等は親類は白き木綿にて頭巾の様なる形をつくりかぶりて一人は銘旌を持其余は柩につきそひて柩を掴まへ

せる紼を手にもちて其身などの引きて行やう持行あり是を
紼といふ香亭一に香轎といふ駕篭の中に造りて水色浅黄花色等の絹をもて
種々に飾り結綵をかけ内に霊牌とて木主を安置し前に香爐
を並香炷焚前後より手に行ふ綵亭をかかげかたちに造るもあり又は
柩を入てあるもあり其外の物なれども皆まる大造なる迄へ別にして綵亭な
かくる行列に入る也此内に銘旌をもて行こともあるも鐃等ハ香亭
にかかる事なれし鼓楽は笛大鼓簫雲羅噴吶等をいふ
○出喪の日期は陰陽師これを考ふ時日極りたる時親類朋友等へを
しらせ遣はすの門よりも日期別楽日の差別なし割限も時に随ひ用也
○女は送喪の時㛹轎に（女の駕篭を㛹轎といふ）乗る外を白木綿にて覆ひ墓
所まで送りゆく ○柩を墓所におゐて来りて子孫礼拝して土中に

葬る也大なる物ハ石にて蓋をして土を覆ひ上に石碑を建る柩をおさむる穴
を往古ハ壙といふ俗語に金井といふ又地宮といふ
○地宮ハ葬日より人をはらひ堀せ四方を石にてかこみおなじく底も
石にて敷柩を納め上に黄土と石灰とをまぜてかためて又石碑を
建る富家の者ハかねて墓地を見立穴を堀て石にてかこみ底に蝋
燭を入置湿燥をためしみるに湿気あれバ外の所に堀かへる也
是湿気を忌むなり石灰と黄土は土に烏樟といふ樹の葉をつきまぜ
用也亜馬港石灰とて貝から土に白灰をまぜ搗合せて水かへる其の所
など用る事あるよし是類なれど此烏樟ハ杭州の内竜井縣
といふ所より出る

○霊柩を先祖の墓所に送り来りて墳所風水の吉凶を考る事有其時ハ柩の前後の方に石灰をけ置く其上に蓆筵を敷き仮に喪屋を造りて地面を吟味する事有是を權厝と云 ○葬終りて線香を焚き蝋燭を燃し冥衣紙大金紙を焼 冥衣紙ハ紙にて衣服帽子襪子靴等を拵ふ 發し大金紙ハ金銀の箔を置る紙 是ハ金銀衣類を焼捨る心なり

鼓樂

香亭

銘旌（めいせい）
棺（くわん）

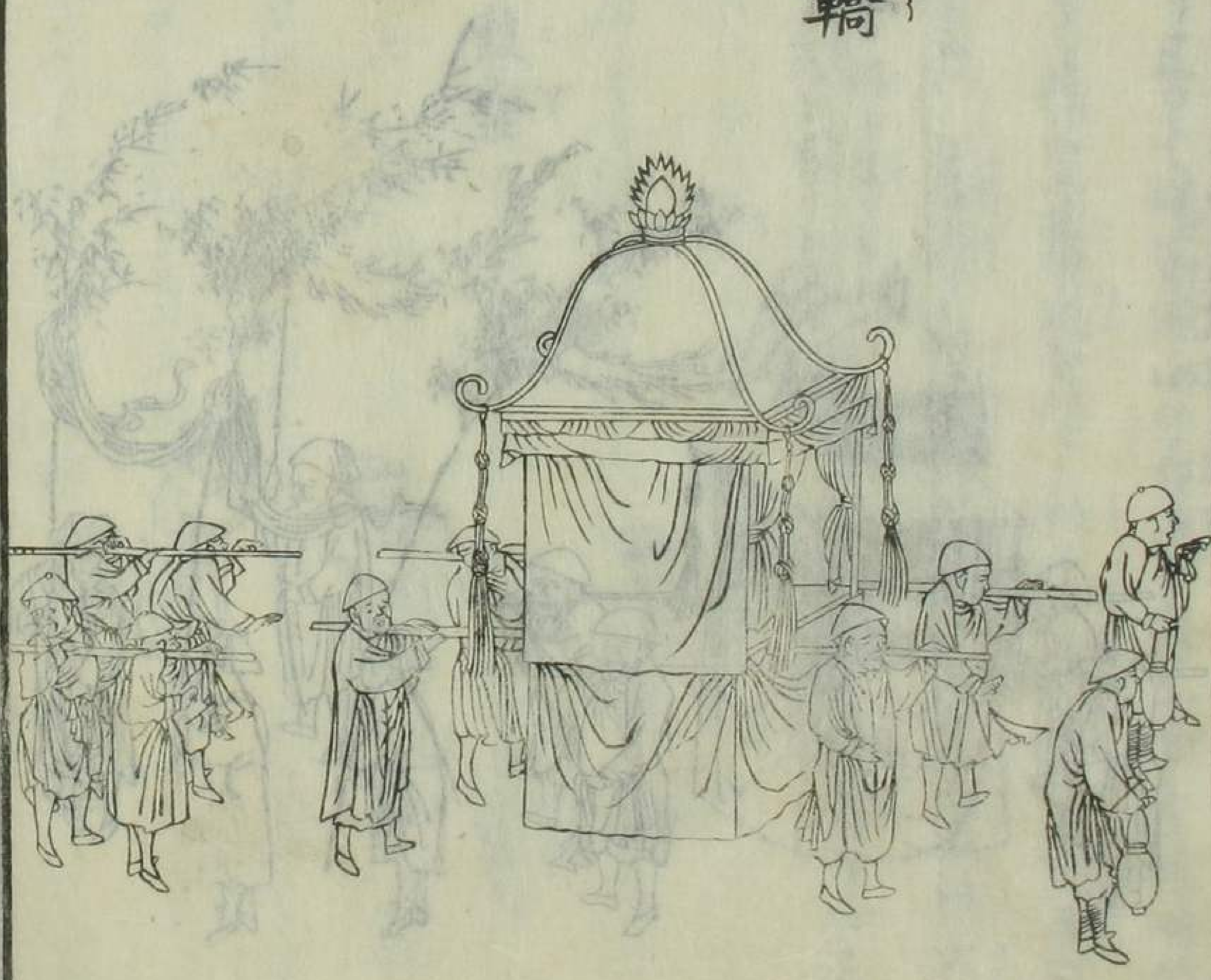
煖轎（たんきう）

○石碑は前以石匠に誂置埋葬の日墓に建る銘文字には金箔を入る也 ○喪中親類朋友より野菜菓物或は餅菓子食物等をおくる事あり是に其物目録書用る事なし ○他郷にて死すれば送葬の時柩の上に白き鶏を一番生のまゝ結び付置く是れを領魂鶏といふ魂魄を故郷へつれかへるといふなり

○墓所は先祖の兆域に葬るもあり或は風水をかんがへて外に墓をあらたに求るもあり都て墓は山手に高く見晴しよき所をえらむ周圍を石にてかこみ後手たかくして其上に樹木を栽墓の内は方甎又は方なる石を敷詰石檻を造る也喪式ならびに兆域等官制なし只民間死去の節官所里長へ届る事なし郷紳の類の人は官所へとゞくる也

綵亭

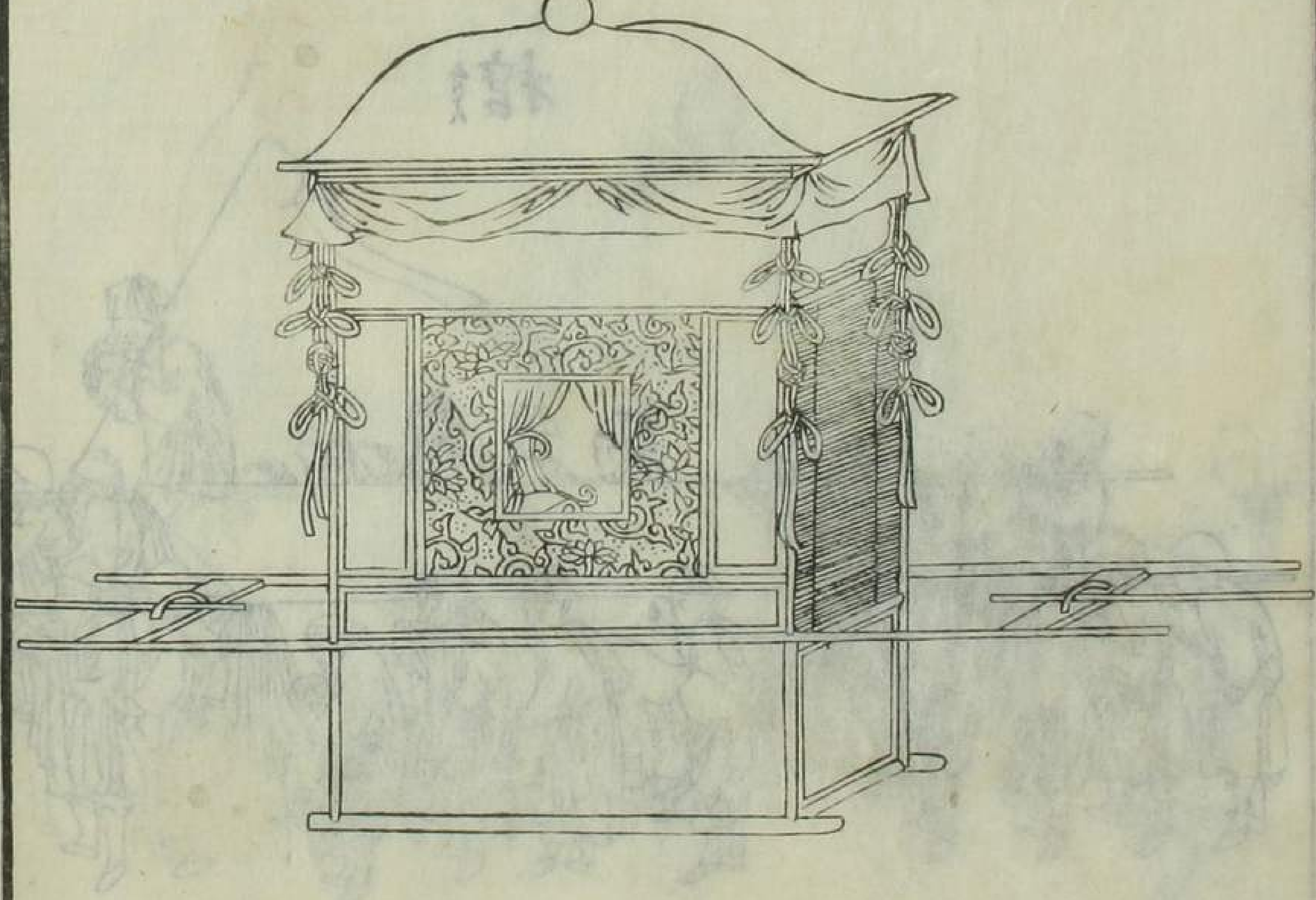

兆域

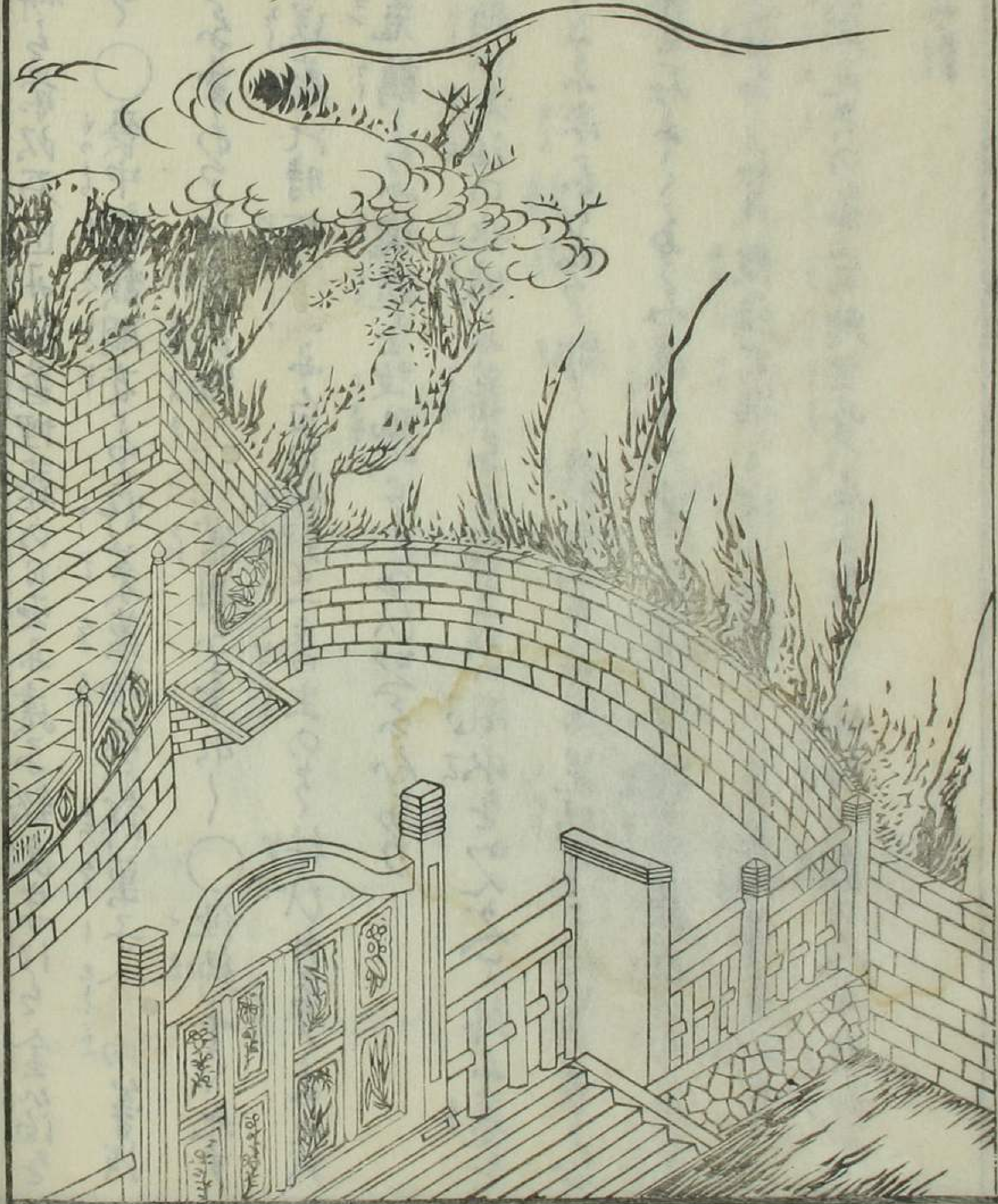

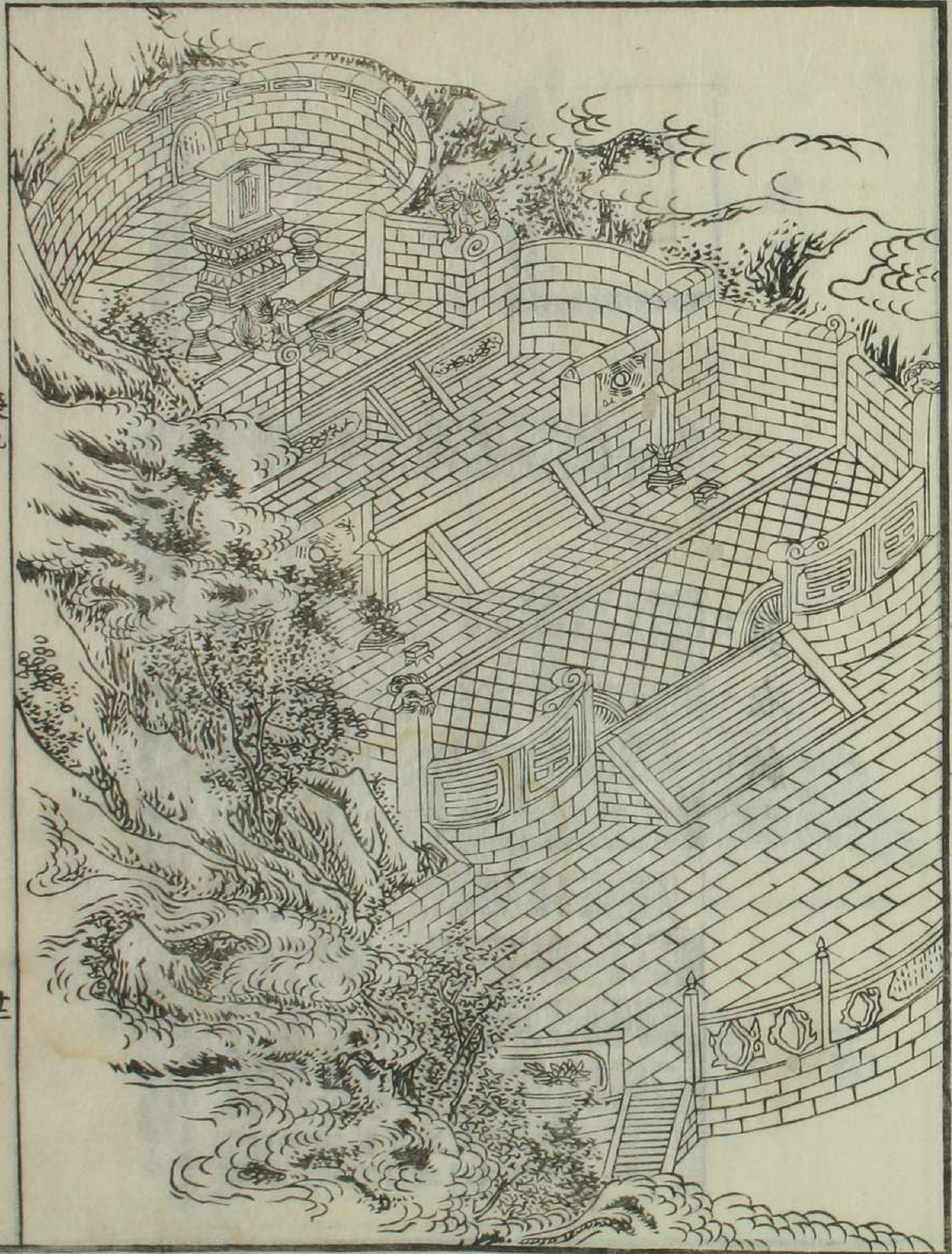

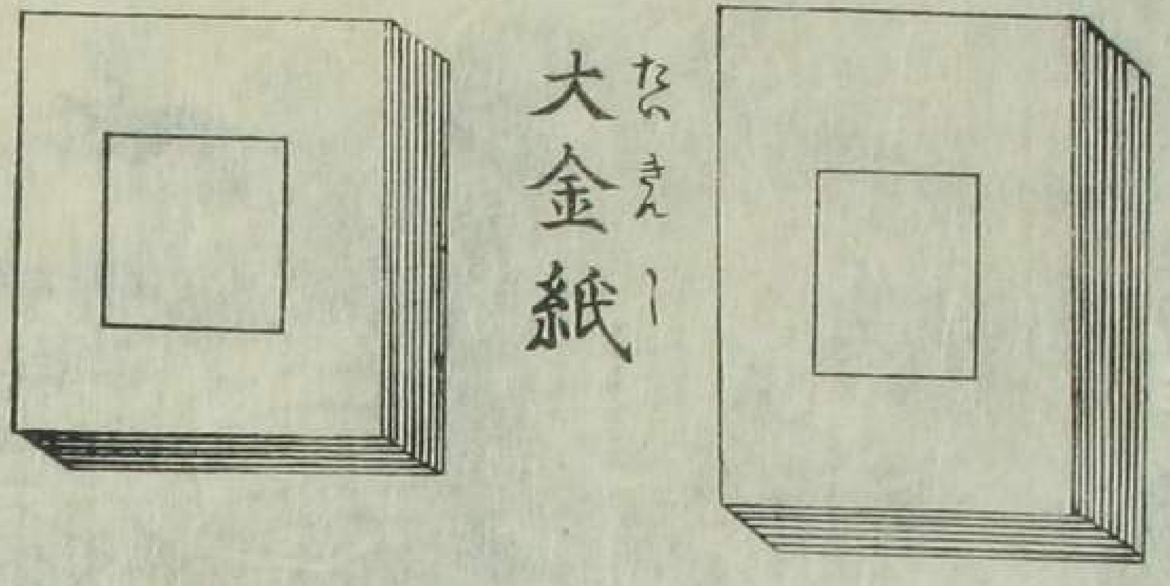

大金紙（たいきんし）

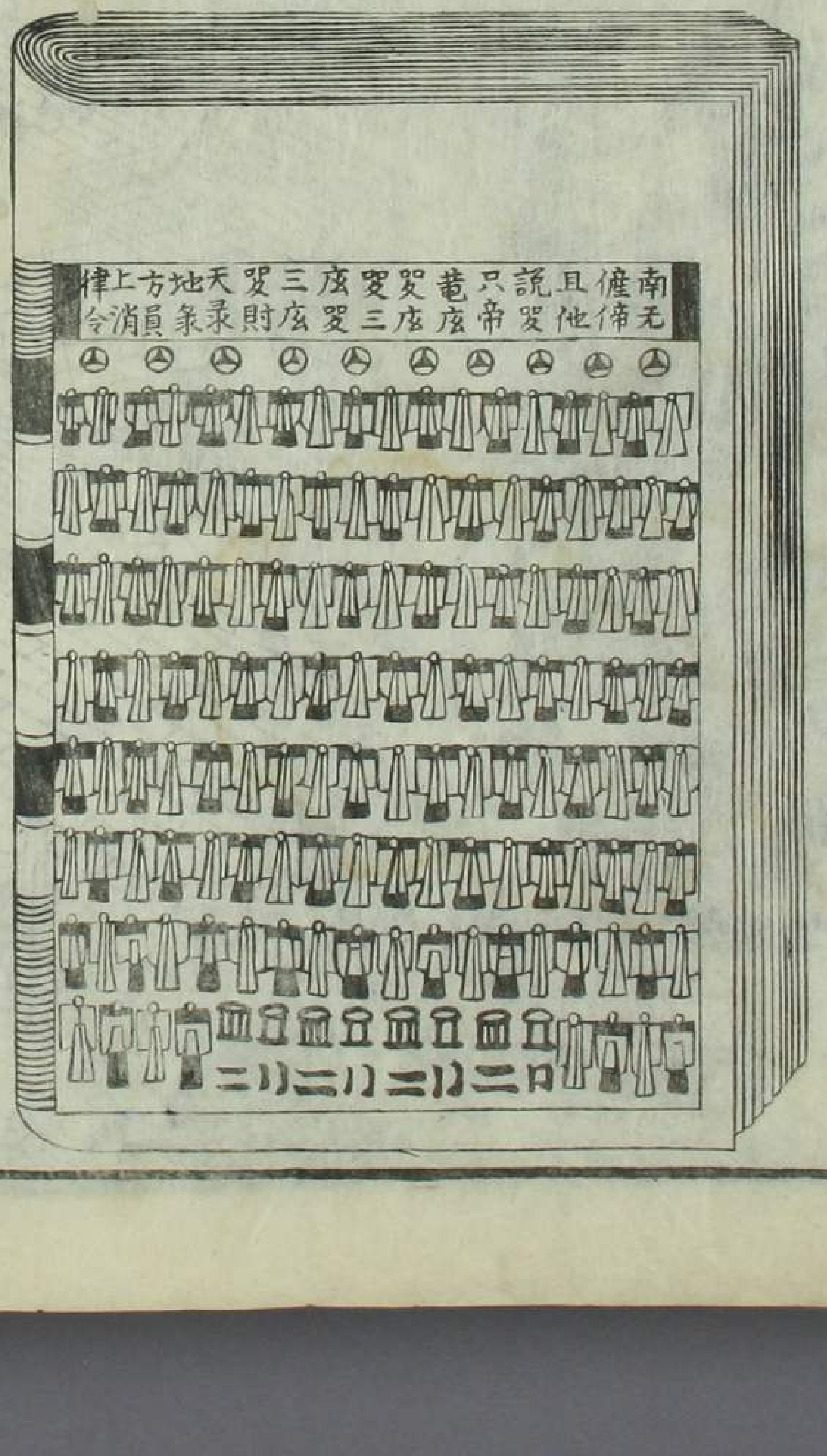

冥衣紙（めいいし）

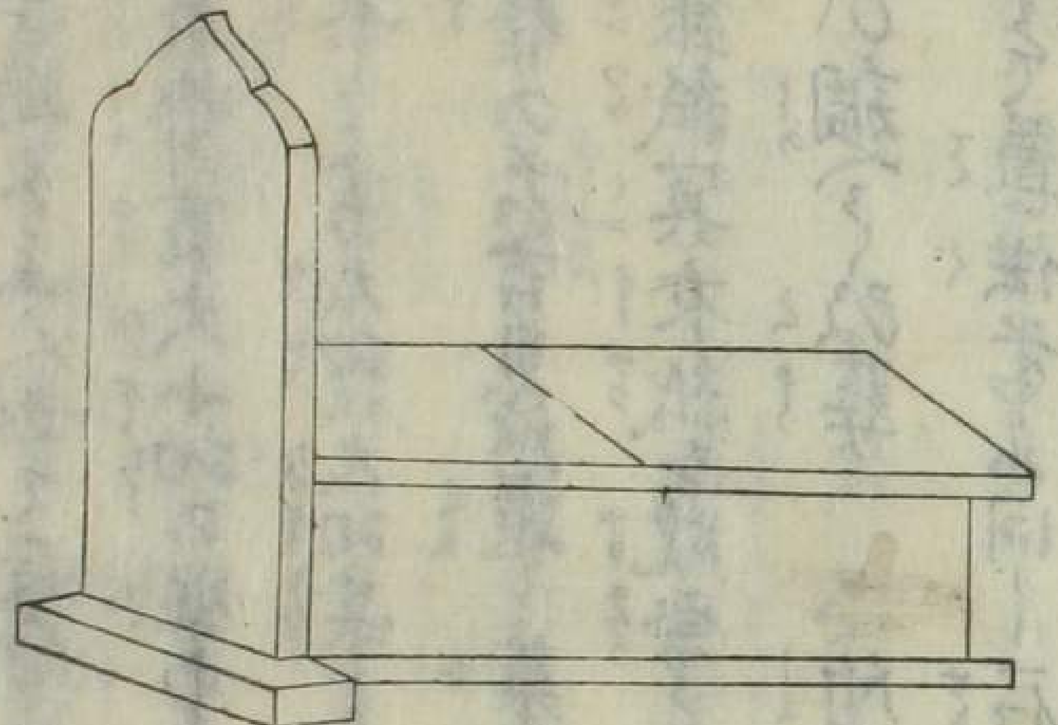

墳墓（フンボ）

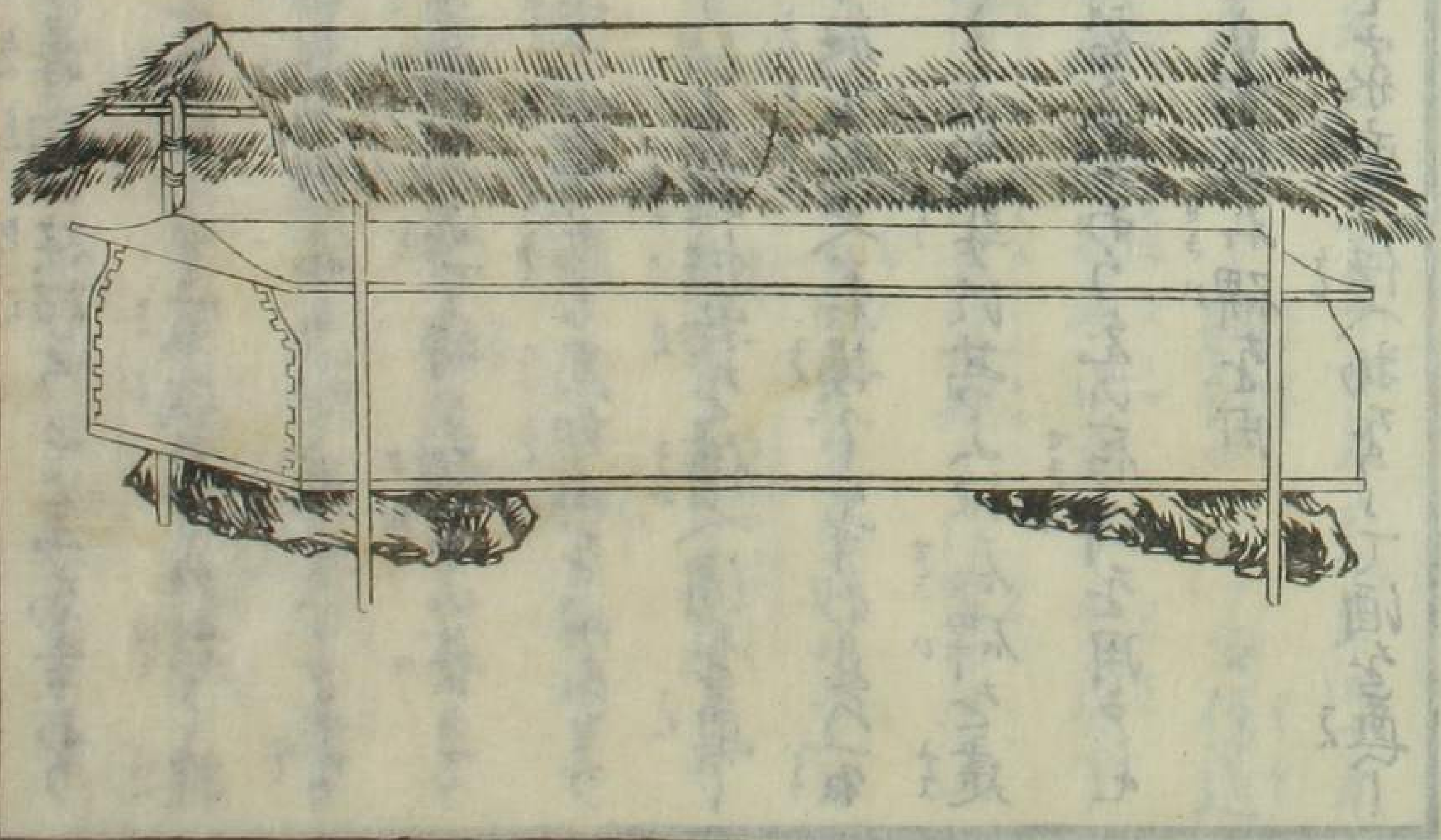

權厝（ゲンツウ）

○父母の喪退五十日過て朋友などに服中尋問の挨拶として来る事あり
紅唐紙の帖に我名の下に青き紙をかさね門口より取次の者に我おく挨
拶を述ぶ主人出て面會せば中にも熟懇の方ならば入て面會するも有
○斬衰齊衰大小功の服ある時他人に書翰を遣す時は朞年の喪なら
朞とも書大功は大功とも書小功は小功朞とも書印肉も黒印肉を用ゆるなり
○改葬の節吉日を選て墓所に三牲ならびに諸供物を備へ酒を奠し
金銀紙冥衣紙を焼祭りて後棺を掘出し純布數重へ若損し等あれば一新
絡び調へて改葬の墓所へ持行法のごとく安葬して其上に石碑を建
畢りて奠供前に同じ石碑は新に建するもあり元の石碑を用ゆるも
あり格別の損じ等なきをなにはすべてもとの石碑を用ゆ
○喪を除きて後忌日には正當忌日なりとも家廟へ供へ物をそなへて酒を奠し

香燭を點し祭奠す年忌には週年二年三年十年廿年三十年四十年
五十年百年二百年と吊ふ此法會に僧道を請じ誦經せしむるなり僧道
を請せぬともあれ等かくる又故人の生日に家廟に備物奠酒等して祭奠す
是を冥期と云若西儀ならば是を拙祭奠は備物は年忌冥期ともに葷を備ふ
○極貧下賤の者は諸道具揃へば速に入棺せしむ若吊日間に合ざる時は二三日
を經て入棺するも有たとへ父母の喪なりとも勤る事能はず吊日送葬して
翌日より商賣或は雇工等に出る○初死の奠ならびに葬よりかへりて
の祭屬纊等の類これまでなし○先祖知府以上の官に昇りたる又
賢徳ありて朝廷より優賞に預り品級を免許を受たる者の子孫は
執事とて錫にて鎗鉾等の形を造りたる道具を送喪の行列に
持事あり○凶服の輩 國家の御吉事ならびに御祭禮等に攜

鑾駕
一名執事

に事を得て親類朋友等より吉事祝宴等の招請せらるゝ時ハ五十日以外なれバ素服にて帽子の赤纓を付て行〇吊客ハ初死より殯所に来る者追て来るにも香燭を持来る也〇前の喪に又喪重る時ハ其行役に随ひ後の喪をも勤る也〇聞忌の節ハ父母の喪なりとも凶信を聞たる日より定の日数喪服勤め其余の親族ハ喪の日数の内なるハ残りの日数喪を勤め日数満たる後に聞たるハ喪服勤めず

〇喪の内に子を生じたる時ハ宴を設けず〇官人ハ小官なりとも父母の喪にハ官職辞せ〇喪を除くにも式なし

〇三年の間病を問事苦しからず